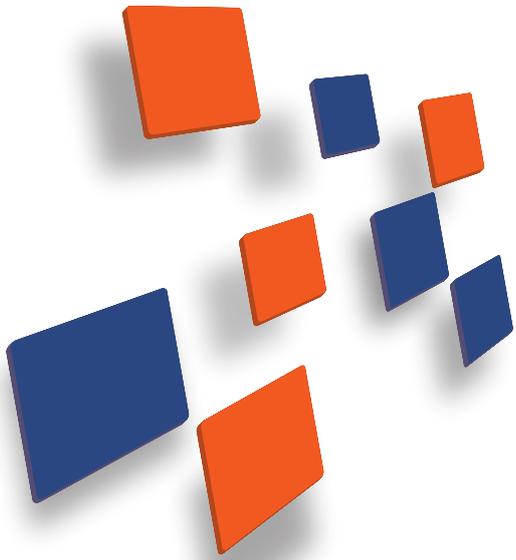


au Insurance Disclosure

au損保の現状2016



au 損害保険株式会社



トップメッセージ

平素より皆さまにはau損保をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社はお客さまがスマートフォンやパソコンなどのモバイル端末を通して「いつでも・どこでも・手軽に」ご利用いただける損害保険会社として2011年に設立いたしました。

常に時代の変革をリードする総合通信事業者であるKDDI(株)と永年の実績・信頼を有するあいおいニッセイ同和損害保険(株)が共同出資し、お客さまに新しいスタイルの保険をご提案さしあげることが経営理念として、「**アグレッシブ(積極的)に、ユニーク(独創的)に**」あり続けることを誓い、開業以来独自性のある保険商品・サービスをご提供させていただいております。



インターネットを活用する生活は社会に完全に定着し、インターネット環境は益々拡大・高度化を続けております。また日々変化する暮らしの中で、事故やトラブルも少しずつカタチを変えています。このような環境下、「損害保険」をもっと身近に感じてほしいという思いから『スマホでソノポ』を新たなコンセプトといたしました。それは従来の保険会社の枠組みを超え、スマートフォンを中心に「いつでもどこでもお気軽に」手続きができる。まさに「保険をケータイ」する。そんな保険会社を目指し、商品・サービスを展開しております。

当社の主軸商品である「自転車向け保険 Bycle」は、昨今の自転車事故への備えの重要性や社会の関心の高まりに応えるべく、開業以来積極的に商品・サービス内容のブラッシュアップを行ってまいりました。また2015年12月には、補償範囲をさらに充実させた「自転車向け保険 Bycle Best」を発売いたしました。更にはスマートフォンの普及など通信インフラの進化をお客さまの利便性につなげるべく、GPS機能を活用した自転車向けロードサービスのご提供や、「自転車」「海外旅行」「ペット」に関する情報満載のアプリケーションをご用意するなど、スマートフォンの機能を活用したサービス拡充の点でご好評をいただいております。

通信および保険はどちらも長い歴史を有する事業ですが、当社はその二つを有機的に結び付けることで新しい価値を創造していきたいと考えております。おかげさまで本年度には開業5周年を迎えることとなりますが、時代の最先端を走る保険会社として、「**アグレッシブ(積極的)に、ユニーク(独創的)に**」を常に意識して、お客さまの安心と満足を実現してまいります。

どうぞ今後とも、より一層のお引き立てを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

代表取締役社長

亀田修造

Disclosure Report 2016

当社の経営方針・事業概況・財務状況などをより詳しく、またわかりやすくご説明するために、ディスクロージャー誌「au損保の現状2016」を作成しました。
当社をご理解いただく上で、本誌がお役に立てば幸いです。

*本誌は「保険業法第111条」に基づいて作成したものです。

当社の概要

会社情報(2016年7月末日現在)

創立	2010年2月23日
事業内容	損害保険事業
資本の額	45億円
株主	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 KDDI株式会社
従業員数	121名(2016年3月31日現在)
本社	〒150-6006 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー6F TEL:03-6758-7373(代表)
URL	http://www.au-sonpo.co.jp



目次

au損保の目指す姿	4
トピックス	6
組織	10

経営について

代表的な経営指標等	12
品質向上活動	13
勧誘方針	15
個人情報保護	16
情報開示	20
コーポレート・ガバナンスの状況	21
コンプライアンス	29
リスク管理	30
内部監査及び社外監査・検査	33
環境保護の取組み・社会貢献活動	34

保険商品・サービス

取扱い商品と新商品開発・改定	38
保険の仕組み	40
約款	41
保険料	42
保険金	43
お客さまサポート体制	46
損害サービス	47

業績データ

事業の状況	52
経理の状況	70

会社概況

沿革	86
主要な業務、株式の状況	87
役員の状況	89
従業員の状況	90
設備の状況	91

損害保険用語の解説	92
-----------	----

1. スマホでソンポ

従来の保険会社の枠組みを打破し、時代の最先端を走る損保

auブランドの損害保険会社として、スマートフォンを中心に、保険契約から保険料支払い、契約変更、保険金請求までの全てを“簡単に完結”するシステムを開発し、「いつでも・どこでも・お気軽に」手続きができる、新しい保険スキームを構築します。

当社は保険のベンチャー企業として常にお客さまにとってより良い商品・サービスの開発に果敢に挑戦し、時代の最先端を走る保険業界のイノベーターとして独自の価値を創造してまいります。

2. はじめて保険に接するお客さまへ

わかりやすく魅力的な商品を提案する損保

保険のエントリー層である20代30代の若い方々や、特定の分野に特化したマーケットに対して、新しい保険・サービスを提供します。

一方で、昨今、自転車事故の増加が社会問題になりつつあるなか、普及拡大への要請が強い個人賠償責任保険やケガの保険等、これまで十分な保険提供がなされていなかった日常生活リスクの分野に、わかりやすく魅力的な保険プランをご提案し、お客さまの安心ライフを支えてまいります。

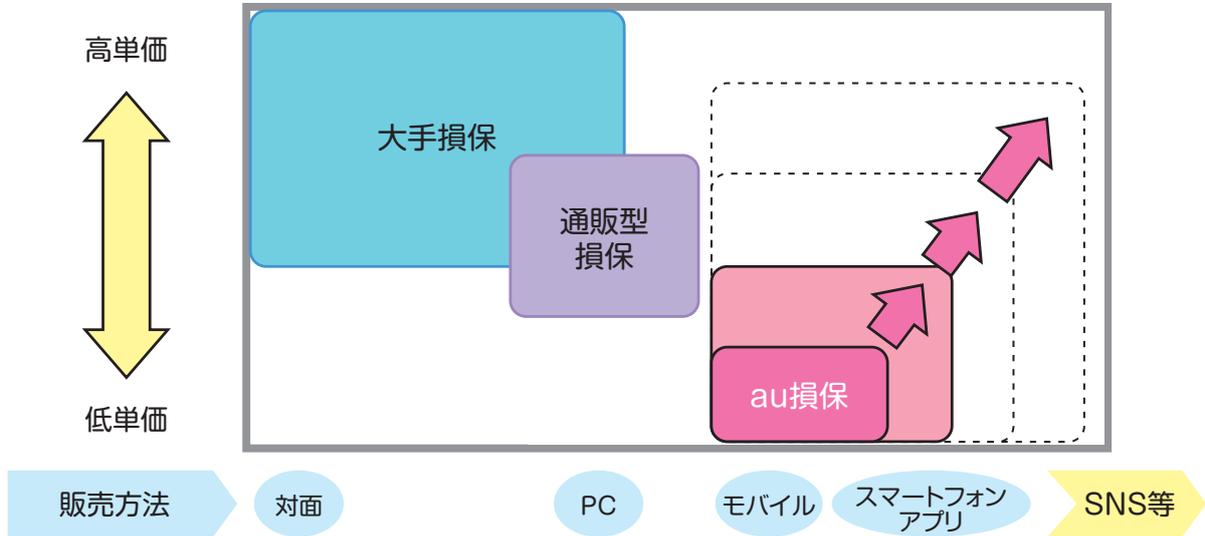
3. お客さまを中心に

すべてのステークホルダーに喜んでいただける損保

全役職員が「お客さま第一」を常に意識して、「アグレッシブ(積極的)に」、「ユニーク(独創的)に」行動します。また、「お客さまの声」を大切にし、お客さまにご満足頂ける保険商品やサービスのご提供および利便性の向上に努めます。これらと同時にコンプライアンスとリスク管理を徹底し、成長性と収益性が確保できる健全な企業運営を目指してまいります。

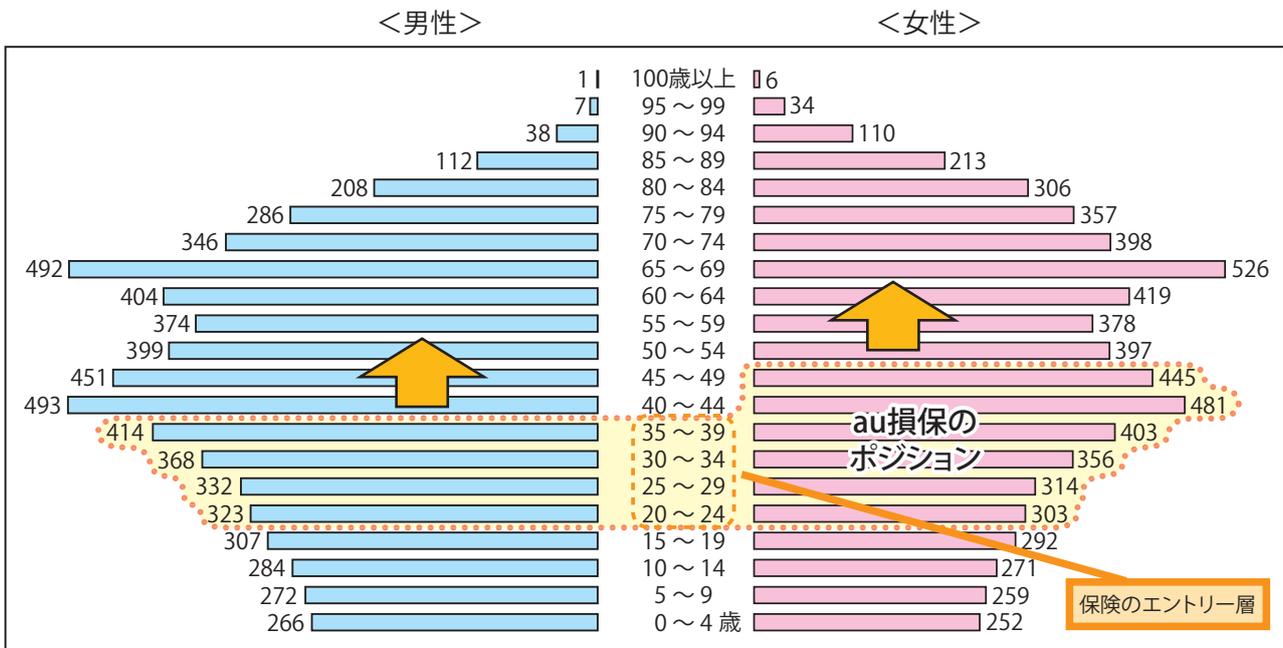
au 損保の目指す姿

ポジショニングイメージ



※これまでの保険会社が十分に対応できていないモバイル保有者向け低単価マーケットを開拓いたします。

これまでの保険会社が十分に対応できていないマーケット



※これまでの保険会社が十分に対応できていない20代～30代及び女性マーケットを開拓いたします。
 (注) 数字は総務省統計局人口推計平成28年5月報より(単位:万人)

トピックス

「自転車向け保険 Bycle Best (バイクル ベスト)」発売開始

お客さまからのご要望にお応えし、自転車向け保険の新商品として2015年12月17日より「自転車向け保険 Bycle Best」を発売しました。

ケガの補償範囲を自転車事故や交通事故に加え、日常生活の事故まで拡大。スポーツ中やレジャー中等、幅広く補償します。もちろんBycle(バイクル)シリーズの特長である「自転車事故重視」はそのままに、自転車に係わる事故の場合はケガの保険金は2倍お支払いします。

また、近年の自転車事故による高額賠償判例等を受け、被害者(相手方)への補償(個人賠償責任補償)を最大2億円にすることで、安心がさらにアップしました。



自転車向け保険
Bycle Best

「海外旅行の保険」を改定し、アプリも大幅リニューアル!

出発直前でもスマホから加入できると好評の「海外旅行の保険」の取扱い旅行期間(保険期間)を、お客さまからのご要望を受けて1日~31日に拡大しました。これにより、2日以下の短期旅行、16日以上長期旅行でもご加入いただけるようになりました。

これに合わせて、2015年12月17日より「海外サポート」アプリの機能・デザインを刷新しました。海外旅行保険の加入内容確認機能、旅行先の安全情報や観光情報を集める機能の提供を開始し、アプリでも快適な旅行をサポートしています。



トピックス

大阪府・株式会社あさひと協定を締結 ～保険料収益の一部を大阪府へ寄付～

au損保は、2016年3月30日に、大阪府、株式会社あさひ（代表取締役社長：下田佳史、以下あさひ）の3者で、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（以下自転車条例）に基づく協定を締結しました。

協定の締結により、自転車条例で定められた「自転車保険の加入促進と交通安全教育」のため、3者が協力して大阪府内の自転車利用者への以下の活動を推進します。

- (1) 「おおさか版」として新しい制度の
自転車保険の提供（※）
- (2) 保険に関する相談窓口の設置
- (3) 条例、保険の周知、情報提供の協力
- (4) 交通安全教育の取組み



（※）2016年2月21日より販売を開始した、あさひ・au損保共同開発商品である あさひオリジナル自転車保険「サイクルパートナー」について、協定内容の推進のため、大阪府協定商品「おおさか寄付付き自転車保険」として新たな制度での販売を開始しました。寄付金は大阪府の自転車安全啓発活動やヘルメット普及のために利用される予定です。



大阪府協定商品

おおさか寄付付き自転車保険

自転車イベントへの協賛

au損保は、各種自転車イベントに協賛を行い、ブース出展やステージイベント等を通じて自転車のルール・マナーの啓蒙活動や自転車利用者の生の声を集める活動を行っております。

[主な協賛イベント]

■ au損保 アイアンマン・ジャパン北海道

2015年8月に北海道洞爺湖にて開催されたアイアンマン・ジャパン北海道に協賛しました。アイアンマン・ジャパン北海道は、世界的なトライアスロンシリーズの一戦で、ワールドクラスのプロ選手や最高齢79才の男性など多くの方々が参加しました。

au損保は、タイトルスポンサーとして、トライアスリートを応援し、ブランド認知向上を図りました。また、大会に協賛するとともに、会場内に特設ブースを設け、700名以上の方へのアンケートを通じ、自転車運転中のケガに対する備えの必要性を訴えました。



■ 埼玉サイクルエキスポ2016

2016年2月13日・14日に、さいたまスーパーアリーナで開催された「埼玉サイクルエキスポ2016」に協賛しました。自転車の発祥地と言われる「埼玉県」が、“自転車”をキーワードに埼玉県の魅力と、自転車の楽しみ方・安全利用の大切さを広める大型サイクルイベントで、スポーツサイクルから子ども乗せ自転車まで、幅広く展示、試乗できるということもあり、趣味で自転車に乗る方から家族連れまで多くの方が来場されました。

会場では小学生以下のお子さまを対象に「じてんしゃ安全学校」を開催しました。会場各所に設けられたじてんしゃ安全教室に参加したお子さまに「こども自転車免許証」を発行し、おおいに喜ばれ、ブース内は多くのお子さまの笑顔で溢れました。

回を重ねるごとに自転車向け保険へのニーズの高まりが実感されるイベントです。

氏名	こぐま	2013年生まれ
住所	さいたまけん	
2017年の誕生日まで有効		
免許の条件等 交通規則を守ります		
2016年 2月 13日交付		子供免許証 ① 自転車 ② 幼児用自転車 ③ バイク ④ 自走型自転車 ⑤ 自走型自転車
発行所	埼玉サイクルエキスポ2016 じてんしゃ安全学校	

トピックス

東京都盲人福祉協会に寄付金を贈呈 「視覚障害者とタンDEM（二人乗り自転車）を楽しむ集い」を支援

2016年1月17日社会貢献活動の取組みの一環として、あいおいニッセイ同和損害保険グループの役職員有志と会社による募金制度である「ゆにぞんスマイルクラブ」(※)と共に、「視覚障害者とタンDEMを楽しむ集い」の活動に寄付金を贈呈いたしました。

本活動は、東京サイクリング協会の支援のもとで、平成3年から現在まで定期的に行われており、多くの会員の方々が自転車運転の楽しさに触れられております。

安心して安全な楽しい自転車ライフの提供を目指すau損保では、一人でも多くの方にその楽しさを伝えたいと活動してまいりましたが、CSRの観点からも日頃自転車に触れることの少ない視覚障がい者の方々にこの楽しさを地道に伝える本活動へ「ゆにぞんスマイルクラブ」と共に寄付金贈呈を決定いたしました。

当社では、今後も様々な活動を通じて、皆さまの安心して安全な楽しい自転車ライフを応援してまいります。

(※)「ゆにぞんスマイルクラブ」

あいおいニッセイ同和損害保険グループ社の役職員一人ひとりが気軽に社会貢献できる任意の募金制度であり、広く社会に貢献することを目的として、2001年度に設立されました。

賛同する役職員が毎月の給与から1口100円×任意口数(最大30口)を拠出し、会社が加入人数に応じて拠出するマッチングギフトと合わせ、子どもの支援や福祉活動等への寄付を行っています。



笹川都盲協会長(左)に寄付金を贈呈する久保田専務



臨席メンバー[東京サイクリング協会/北川専務理事(左)と都盲協/愛沢理事(中央左)]

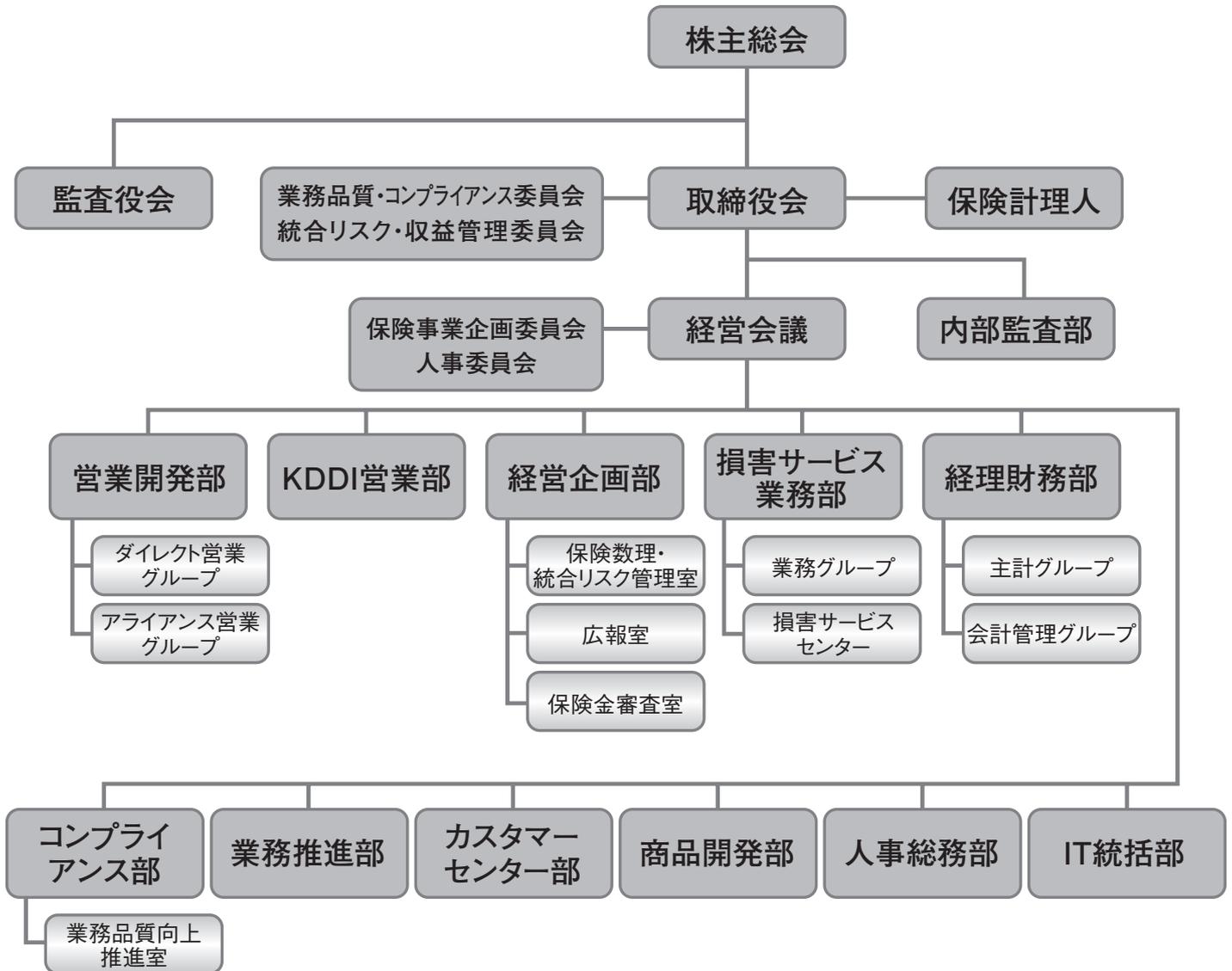


活動風景

組織

会社組織図

(2016年4月1日現在)



店舗の所在地

〒150-6006
東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー6F

経営について

代表的な経営指標等	12
品質向上活動	13
勧誘方針	15
個人情報保護	16
情報開示	20
コーポレート・ガバナンスの状況	21
コンプライアンス	29
リスク管理	30
内部監査及び社外監査・検査	33
環境保護の取組み・社会貢献活動	34

代表的な経営指標等

経営について

(単位：百万円)

項目	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	指標の解説
正味収入保険料	77	763	4,481	6,027	6,032	ご契約者から直接受け取った保険料（元受保険料）及び受再保険料から、出再保険料、返戻金を控除し、さらに積立保険に係る積立保険料を控除したものです。
正味損害率	118.3%	49.6%	18.9%	28.5%	49.9%	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、「正味収入保険料」で除した割合です。
正味事業費率	885.4%	123.8%	38.7%	49.3%	40.4%	損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額（保険引受に係る営業費及び一般管理費）を加えて、「正味収入保険料」で除した割合です。
保険引受利益 (△損失)	△760	△779	△319	1,176	333	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、正味支払保険金・損害調査費・満期返戻金等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、保険引受に係るその他収支を加減したものです。
経常利益 (△損失)	△94	△185	△163	1,019	171	正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金・満期返戻金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の「経常費用」を控除したものです。
当期純利益 (△損失)	△304	△356	△302	951	26	「経常利益」に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものです。
単体 ソルベンシー・ マージン比率	13,536.4%	3,617.2%	430.2%	434.8%	564.3%	巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。通常200%以上あれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。なお2011年度に変更された基準で算出しています。
純資産	3,922	3,565	3,263	4,214	4,241	保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、「貸借対照表」上の「純資産の部合計」です。
総資産	4,934	6,338	10,348	11,198	12,075	保有する現金・有価証券・貸付金などの資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」です。
その他有価証券 評価差額金	—	—	—	—	—	その他有価証券及び金銭の信託（その他有価証券に準じて処理する運用目的・満期保有目的以外のものに限る）の時価と取得原価の差額（いわゆる含み損益）から法人税等相当額を控除したものです。
不良債権の状況 (リスク管理債権)	—	—	—	—	—	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、4つに区分されています。

注) 指標の解説は一般的な説明であり、当社の実態には一部あてはまらない場合があります。

お客様の声に対する取組み

●「お客様の声」対応基本方針

「お客様の声」を真摯に受け止め、迅速、的確に対応させていただくことはもちろん、より良い保険商品・サービスのご提供や利便性の向上、様々な面での業務の改善を通じた「お客様本位の会社創り」に活用させていただいています。

「お客様の声」対応基本方針

au損害保険株式会社は、経営理念に基づき、すべてのお客様の声に対して迅速・適切・真摯な対応を行い、お客様満足度の向上に寄与するため、以下の行動指針に沿って取組を推進していきます。

1. 定義

(1) 「お客様」の定義

本方針における「お客様」の定義は、「au損害保険株式会社のあらゆる活動に関わるお客様」をいい、個人・法人等を問いません。

(2) 「お客様の声」の定義

本方針における「お客様の声」の定義は、「お客様から寄せられたすべての声（問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等）」とします。

このうち、苦情の定義は、「お客様からの不満足の説明」とします。

2. 行動指針

(1) 基本姿勢

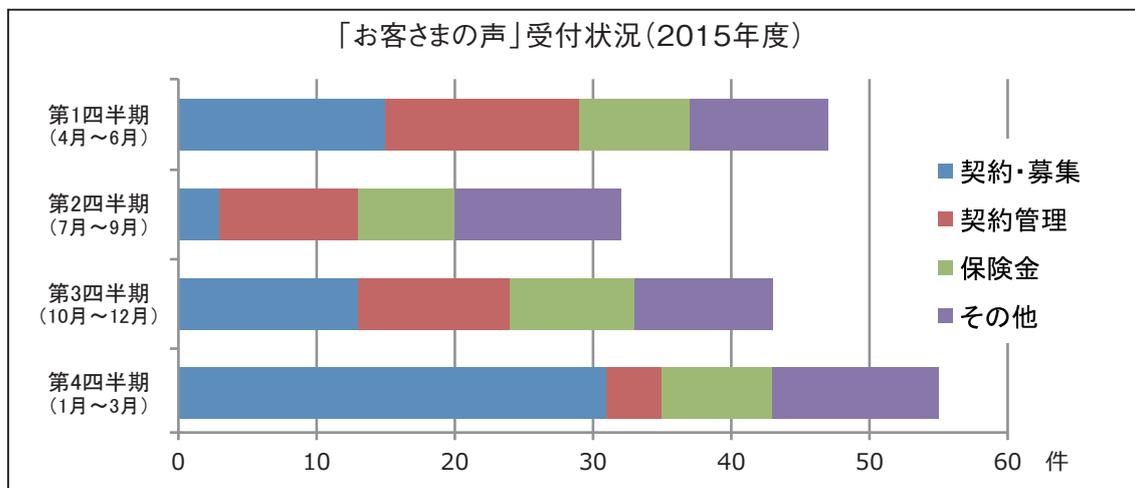
- ① 全役職員は、お客様から寄せられたすべてのお客様の声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行います。
- ② 全役職員は、お客様の声は「お客様の信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するために重要な情報である」と認識します。
- ③ 全役職員は、お客様の声に関する情報を収集分析し、苦情の低減に努めると同時に、品質の向上・お客様満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

(2) お客様の声対応管理態勢

- ① お客様の声の対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- ② お客様の声の対応に関する取組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ規程またはマニュアルに詳細を規定します。

●「お客様の声」受付状況

2015年度の「お客様の声」受付状況は以下のとおりです。



●「手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

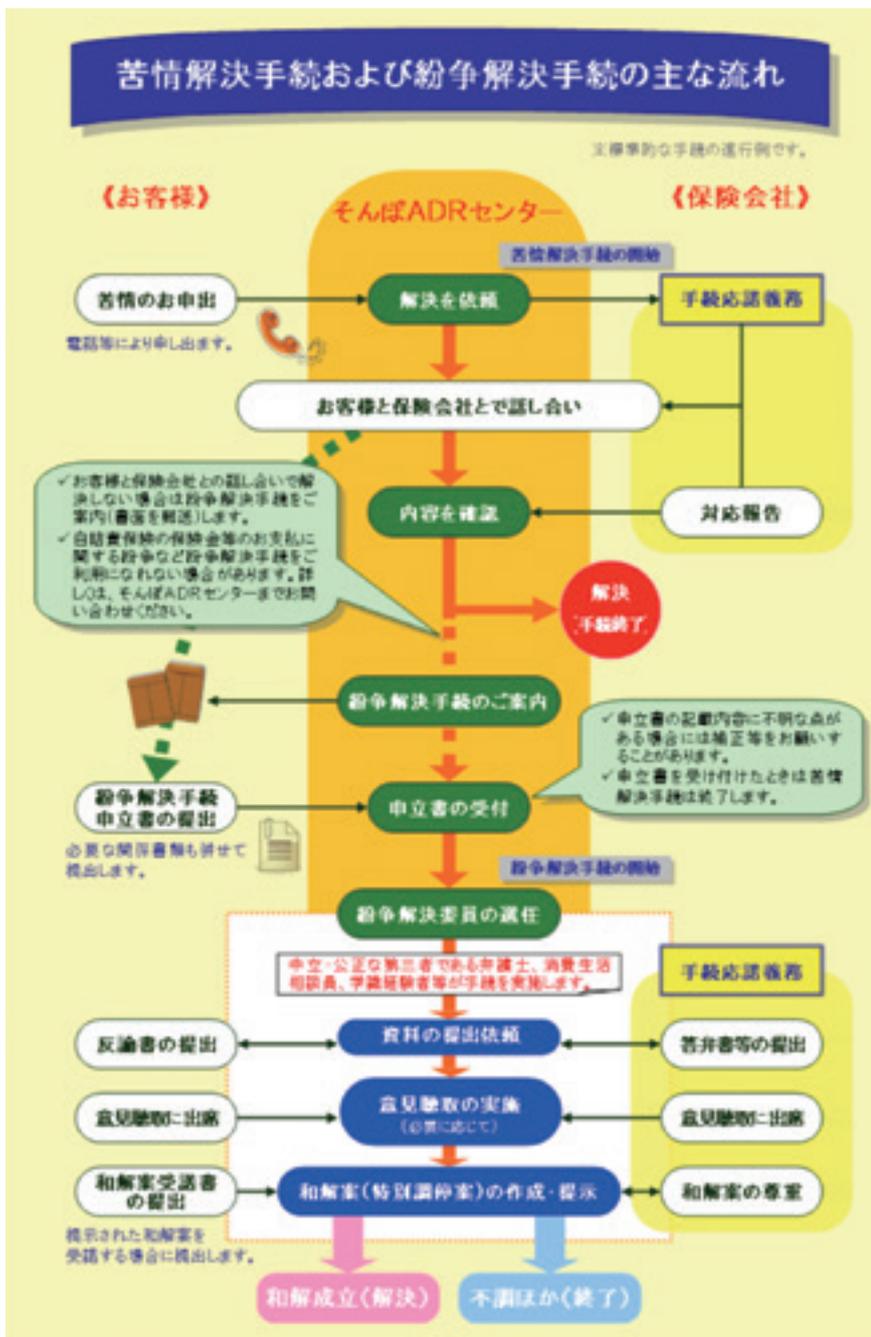
当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。
ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)
0570-022808
(受付時間:平日の午前9時15分～午後5時)

※IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。
(平成28年6月1日現在)

名称	直通番号
そんぽ ADR センター北海道	011-351-1031
そんぽ ADR センター東北	022-745-1171
そんぽ ADR センター東京	03-4332-5241
そんぽ ADR センター北陸	076-203-8581
そんぽ ADR センター中部	052-308-3081
そんぽ ADR センター近畿	06-7634-2321
そんぽ ADR センター中国	082-553-5201
そんぽ ADR センター四国	087-883-1031
そんぽ ADR センター九州	092-235-1761
そんぽ ADR センター沖縄	098-993-5951

※詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)



勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

●お客さまの立場に立った保険販売に努めます

- ・お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- ・お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。
- ・商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。また、当社はインターネットを通じた販売を行っており、お客さまにとって見やすく、わかりやすくご利用いただけるよう努めてまいります。

●適正な業務運営に努めます

- ・お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- ・お客さまのご意見、ご要望等を、商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- ・万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品の内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- ・保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

お客様の情報の取扱いに係る基本方針（プライバシーポリシー）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理については、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善します。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により、個人情報を取得します。

当社では、主にパソコン、およびモバイル端末、及び書面等を利用した、保険の申込、契約書、保険金請求書、取引書類、キャンペーン、及びアンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報（下記8.の個人番号および特定個人情報を除きます。）を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報（個人番号および特定個人情報を除きます。下記8.をご覧ください。）を、次の目的および下記5.に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、お客様にとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 保険契約の申込みにかかる引受けの審査、引受けおよび履行
- (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑、かつ、適切な保険金のお支払

- (3) 保険契約の維持・管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等に個人情報の提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。）
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) 当社が取り扱う商品の案内または提供、代理、媒介、取次、管理、ならびに当社のサービスおよびMS&ADインシュアランスグループ各社の他の商品・サービスの案内、提供、管理
当社およびMS&ADインシュアランスグループ各社（※1）が案内、提供する商品・サービス
*損害保険 *生命保険 *確定拠出年金 *融資 *投資信託 *天候・地震デリバティブ *健康・介護サービス *リスクマネジメントサービス *資産評価サービス *その他、金融商品・リスク関連サービス *その他、上記商品・サービスに付帯・関連するサービス
（※1）MS&ADインシュアランスグループホールディング株式会社（以下、「持株会社」といいます。）のホームページ（<http://www.ms-ad-hd.com>）の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください
- (7) 当社のグループ会社であるKDDI(株)およびそのグループ会社（※2）が取扱う商品・サービスの案内
○KDDI(株)が取扱う商品・サービス
*移動通信事業 *固定通信事業 *インターネット関連事業 *コンテンツ・メディア事業 *CATV事業 *金融事業に付帯・関連する商品・サービスに関する情報
（※2）KDDI(株)のグループ会社はKDDI(株)のホームページ（<http://www.kddi.com/corporate/group/index.html>）をご覧ください
- (8) 提携先・委託先等の商品・サービスの案内・提供
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- (10) 当社が有する債権の回収
- (11) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融にかかる商品・サービスの開発・研究
- (12) 他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等における、委託された当該業務の適切な遂行
- (13) その他、お客様とのお取引等の適切かつ円滑な履行

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3.個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報を除きます。下記8.をご覧ください。)を提供しません。

- ①法令に基づく場合
- ②当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- ③個人情報保護法第23条第2項に基づく手続(いわゆるオプト・アウト)を行って第三者に提供する場合
- ④グループ各社、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記5.をご覧ください)

4.個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ(下記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要、かつ、適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

- ①保険契約の募集、損害調査に関わる業務
- ②保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- ③情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

5.個人データの共同利用

(1)グループ会社との共同利用

- ①MS&ADインシュアランスグループでは、持株会社がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で、次の条件のもと、個人データ(個人番号および特定個人情報を除きます。下記8.をご覧ください。)を共同利用することがあります。

【個人データの項目】

- イ)株主情報(氏名、住所、株式数等)
- ロ)持株会社および当社が保有するお客さま情報(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまのお取引に関する情報)

【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&ADインシュアランスグループの国内・海外保険

会社、再保険会社、関連事業会社です。

グループ会社は持株会社のホームページ(<http://www.ms-ad-hd.com/>)の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください。

なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

- ②当社およびMS&ADインシュアランスグループ各社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまのお取引に関する情報

【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&ADインシュアランスグループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です。

グループ会社は持株会社のホームページ(<http://www.ms-ad-hd.com/>)の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください。

なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

- ③当社は、代理店(研修生を含みます。)の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人・研修生等に関する個人データを共同して利用することがあります。

【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報、代理店委託・採用、行政当局への届出に関する事項等、店主・募集人・研修生等に関する情報

【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&ADインシュアランスグループの国内保険会社です。

グループ国内保険会社は持株会社のホームページ(<http://www.ms-ad-hd.com/>)の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください。

なお、共同利用の管理責任者は、当該個人データを原取得した各保険会社とします。

(2)損害保険業界の情報交換制度

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

(3)代理店等情報確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

6.信用情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(個人であるご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であって個人であるご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

7.センシティブ情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいいます。)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。))を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ①保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ②相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④法令等に基づく場合
- ⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8.特定個人情報等のお取扱い

個人番号および特定個人情報は、法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記5.の共同利用も行いません。

9.開示、訂正等のご請求

(1)ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については当社ホームページ(<http://www.au-sonpo.co.jp>)内にあるお客さま専用ページをご確認いただくか、同ホームページ内のメールアドレスへのメールまたは、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。また、事故に関するご照会については、同じく「au損保事故受付デスク」(フリーコール0077-78-0365 受付時間:24時間365日)にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきます。

(2)個人情報保護法に基づく保有個人情報に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人情報(上記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、当社ホームページ内「個人情報保護法に基づく保有個人情報に関する事項の開示などのお手続き」を参照のうえご請求ください。当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

10.個人データの安全管理措置の概要

当社は、取扱う個人データ(上記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

11.お問い合わせ窓口

当社は、個人情報(上記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

当社からのダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ただし、満期案内や保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は停止対象とはなりませんのでご了承ください。

申し込まれている当社メールマガジン(Eメール)の配信停止をご希望される場合は、お客さま専用ページよりお手続きください。

<お問い合わせ先>

【au損害保険株式会社】

ホームページアドレス(<http://www.au-sonpo.co.jp>)

電話 03-6758-7373(本社大代表)～所管部署をご案内します。～

(受付時間:午前9時～午後5時半 土日祝祭日・年末年始を除く)

なお、ご契約内容のお問い合わせにつきましては以下にお願いいたします。

○au損保カスタマーセンター

フリーコール0800-700-0600

(受付時間:午前9時～午後6時 年末年始を除く)

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター東京(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470

(受付時間:9:00～17:00 土日祝祭日・年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

ディスクロージャー基本方針

ディスクロージャー基本方針

当社は、MS&ADインシュアランスグループディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行ってまいります。

1.情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行ってまいります。

2.情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示してまいります。

<情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、海外事業、システム、社会貢献、環境取り組み、グループ会社関連

3.情報開示の方法

当社からの情報開示は、インターネットホームページ、ニュースリリースなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

当社をさらにご理解いただくために

○公式ホームページ

当社の商品・サービスを中心に当社をご案内するサイトです。パソコンはもちろん、スマホでの視認性、操作性を強化して、より皆さまに当社をご理解いただけるよう画面設計しております。

- ・若い世代や初めてネットで保険に入られるお客さまにも、親しみやすくわかりやすい商品説明画面を目指しました。
- ・「会社情報」では、企業の概要、社長メッセージ、沿革などを、「au損保からのお知らせ」では、ニュースリリースやトピックスといった当社の取り組み・活動状況をご紹介します。
- ・お申込みに関する情報、事故のご連絡、各種お手続きなどもこちらから承っております。
(<http://www.au-sonpo.co.jp>)



○お客さま専用ページ (ご契約者ホームページ)

いつでもご契約内容確認、各種変更手続きやお問合わせが可能なご契約者ホームページです。

○ディスクロージャー資料

ステークホルダーの皆さまに当社の事業活動について幅広くご理解いただくために、「au損保の現状」を作成しました。

内部統制システムに関する基本方針

当社は、「MS&ADインシュアランスグループ経営理念」および「KDDI(株)基本理念」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、以下のとおり透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社、MS&ADインシュアランスグループ全体及びKDDIグループ全体の企業価値の向上に努めていく。

1.取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスに係る規程を整備し、すべての役員が常に念頭におくべきコンプライアンスの基本原則と具体的な行動指針を徹底する。
- (2) コンプライアンスに係る基本方針および実行計画等の重要課題に対する審議・検証および提言を行う業務品質・コンプライアンス委員会を設置し、定期的に進捗状況を取締役に報告する。
- (3) 全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括するために、コンプライアンスを統括する部門を設置し、被監査部門から独立した内部監査部門と連携の上、コンプライアンスの徹底状況を監査する。
- (4) コンプライアンス・プログラムを取締役会で決議し、進捗管理と見直しを行うとともに、社内に徹底する。
- (5) 当社の役員が、法令または社内ルール等の違反の疑義を発見した場合の報告ルートを決めるとともに、通常の報告ルートのほかに、コンプライアンスを統括する部門および外部の弁護士事務所宛に通報できる内部通報制度を整備する。
- (6) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (7) コンプライアンス・マニュアル等を活用し、あらゆる機会を捉えて、コンプライアンスに係る社員教育を徹底する。
- (8) アームズ・レングス・ルールおよびその他のファイヤーウォールを適切に機能させるための体制を整備する。

- (9) お客さま情報管理に関する基本方針を定め、個人情報情報の適切な取扱いおよび安全管理措置を徹底するための体制を整備する。
- (10) 利益相反管理に関する基本方針を定め、利益相反管理のための体制を整備する。
- (11) 取締役会規程を定めるとともに、取締役会の決議事項等は不断の見直しを行う。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会は、文書(電磁的媒体の記録を含む)管理に関する規程を制定し、職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存する。
- (2) 取締役および監査役は、文書管理に関する規程に基づき、これら文書を閲覧することができる。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する方針を定め、リスク管理方針・全社的リスク管理のための規程を制定し、経営に重要な影響を与えるリスクに関する基本方針等を定める。
- (2) 具体的なリスク管理規程をリスクカテゴリー等により個別に作成し、必要に応じ随時見直す。
- (3) リスク管理の実効性を確保するための委員会を設置し、各種リスク管理および統合リスクに関する重要事項について審議する。
- (4) 取締役会は、上記委員会での審議を踏まえ、各種リスクに係る管理・運営方針を決定する。
- (5) 大規模自然災害等の事業継続に重大な影響を与えるリスクに関しては、危機管理に関する規程を整備するとともに平時および有事における管理体制を構築する。
- (6) 管理すべきリスクを明確化するとともにその所在を的確に把握し、リスクの性質に応じた適切な管理を行う。
- (7) リスク情報はリスク統括部門において一元的に管理し、必要に応じて取締役会等に報告される態勢を確保する。
- (8) 内部監査部はリスク統括部門と連携し、リスク情報を踏まえた実効性の高い業務監査の実施に努める。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度により、業務執行と重要事項の決定および監視・監督の機能分化を図り、取締役の責任を明確にする。
- (2) 取締役会は毎月1回定例で開催するほか必要に応じて臨時で開催するとともに、経営戦略等に係る重要事項については経営会議を定例開催して事前協議のうえ、取締役会に付議・報告する。
- (3) 取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程等を整備し、取締役、執行役員の職務分担および意思決定の基準の明確化を図るとともに、各部門への合理的な権限付与を通じて取締役の職務遂行の効率性を確保する。

5.財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

- (1) ディスクロージャーに関する基本方針を定め、当社に関する財務情報および非財務情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。
- (2) 取締役会は、法令等に基づく情報開示に関して、財務報告における適正性の確保および内部統制の有効性評価を検証する体制を整備する。

6.当社並びにその親企業等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、あいおいニッセイ同和損害保険(株)策定の「国内子会社管理基準II」に則り、経営の独立性を損なわない範囲で、経営上重要な方針・計画やリスク情報・開示情報の迅速な伝達体制を構築する。
- (2) 当社は、関連会社等との取引および業務提携等について、アームズ・レングス・ルールおよびその他のファイヤーウォールを適切に機能させるための体制を整備する。

7.監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
 - ① 取締役会は、監査役の求めにより監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置する。
 - ② 監査役補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等人事に関わる事項については、監査役の同意を必要とする。

(2) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかにこれに対応するものとする。
 - ② 取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
 - ③ 取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告する。
 - ④ 監査役は、上記の他、適時かつ的確に重要情報を得るため、経営会議その他の重要会議に出席できることとする。
- (3) 取締役と監査役は、定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
 - (4) 取締役は、監査役が必要と認めたときは、弁護士、公認会計士等、外部専門家との連携を図る環境を整備する。
 - (5) 取締役は、監査役と内部監査部門および会計監査人との定例的会合実施の環境を整備する。

8.内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社は、内部監査に関する基本方針を定め、効率的かつ実効性ある内部監査を実施するための体制を整備する。
- (2) 当社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社の全ての業務活動を対象として内部監査を実施する。
- (3) 取締役会は、内部監査規程を制定し、内部監査に係る基本的事項(内部監査の目的・対象、内部監査部門の独立性や業務・権限・責任の範囲、情報入手体制、報告体制等)を定める。
- (4) 取締役会は、内部監査に関する基本方針に則り被監査組織のリスク評価結果等を踏まえた上で、年度の内部監査計画を策定する。
- (5) 当社は、内部監査計画を適切に遂行するため、適切な人材を配置する。
- (6) 内部監査部門は、監査の実施後、被監査組織に(必要に応じ関係部門へも)内部監査結果を通知して是正・改善を求め、対応状況を確認するとともに、内部監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

内部統制システムの運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めており、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、年1回自己点検を行い、その結果を取締役会に報告しています。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、コンプライアンスに関する各種規程・マニュアルを策定しています。また、不祥事件の受付・届出件数や内部通報制度の通報状況、コンプライアンス・プログラムの進捗状況など、コンプライアンスに係る重要事項について審議・検証を行う業務品質・コンプライアンス委員会を設置し、2015年度は12回開催しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会、経営会議等に関する議事録、その他会社情報管理規程に定める文書およびその他の情報等について、適切に管理されていることを確認しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社に内在する各種リスクを把握し、統合リスク管理を適切に行うためにリスク管理部門および統合リスク・収益管理委員会を設置しています。2015年度は統合リスク・収益管理委員会を11回開催し、リスクおよびリスク管理状況をモニタリングしています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会および経営会議の適切な運営を通じ、迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立をはかるべく、執行役員制度を導入し、経営意思決定および監視・監督機能と業務執行の機能を分離した経営体制を構築しています。

2015年度は取締役会を16回、経営会議を19回開催しています。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、持ち株会社によるグループ全体の有効性評価を踏まえ、当社の内部統制取り組みの評価および期中に発生した不備と是正状況等を取締役会へ報告しています。

6. 当社並びにその親企業等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社との間で締結している経営管理契約・経営および業務運営に関する覚書において、親会社の承認事項および報告事項を定め、適切な運用を確保しています。

また、関連会社とのアームズ・レングス・ルールを厳格に運用しています。

7. 監査役監査の実効性を確保するための体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
当社は、監査役業務補助者として兼務使用人2名を配置し、監査役会議長と協議の上で適切な人材を配置しています。

(2) 監査役への報告に関する体制
取締役および執行役員は「取締役規程」「執行役員規程」に定められている報告義務の重要性を認識し、職務執行を行っています。当社の役職員が持ち株会社、株主会社および当社の監査役へ直接通報可能な内部通報制度を運用するとともに内部通報制度の状況等について、定期的に監査役へ報告されていることを確認しています。

(3) その他
当社は、監査役が取締役会のほか、経営会議や各委員会へ出席しています。また、代表取締役と監査役の意見交換会を2015年度は2回実施しています。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、効率的かつ実効性のある内部監査に向けた内部監査計画にもとづき、当社のすべての業務活動を対象として、内部監査を実施しています。また、内部監査部門は、内部監査の結果を取締役会、監査役へ定期的に報告しています。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランスグループの金融機関(以下「当社等」といいます。)が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1.対象取引およびその類型

(1)対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2)対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

- ①お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ②お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2.対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

3.利益相反管理体制

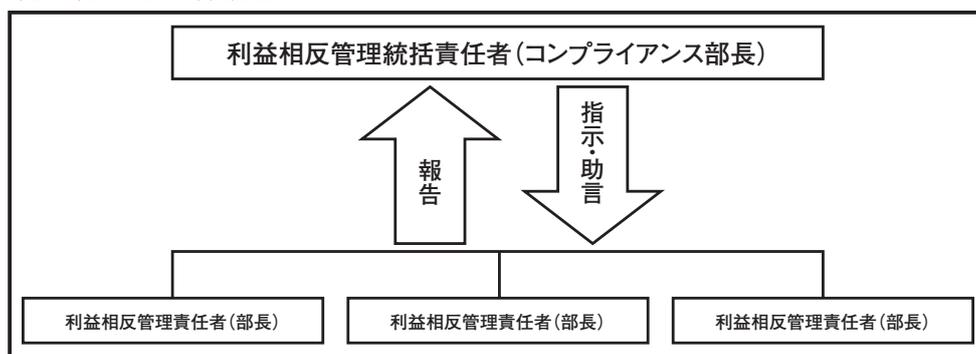
当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4.利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、「MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社利益相反管理の対象となる会社の範囲」(P.24,25参照)に定めるとおりとします。

●au損保の利益相反管理体制図



MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 利益相反管理の対象となる会社の範囲 (2016年4月1日現在)

<国内>

1.グループ国内保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
三井ダイレクト損害保険株式会社
a u 損害保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

2.MS&ADインシュアランスグループホールディングス直資の関連事業会社

MS & A Dローンサービス株式会社

3.三井住友海上火災保険株式会社の子金融機関等に該当する会社

三井住友アセットマネジメント株式会社

4.あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の子金融機関等に該当する会社(グループ国内保険会社に該当する会社および三井住友海上火災保険株式会社の子金融機関等に該当する会社を除く。)

e-Net 少額短期保険株式会社
株式会社全管協共済会
エタニティ少額短期保険株式会社

<海外>

1.三井住友海上火災保険株式会社の子金融機関等に該当する会社

Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc.	米国
Mitsui Sumitomo Insurance Company of America	米国
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国
Mitsui Sumitomo Seguros S/A.	ブラジル
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited	英国
Mitsui Sumitomo Insurance (London) Limited	英国
MSI Corporate Capital Limited	英国
Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国
MSIG Insurance Europe AG	ドイツ
MS Frontier Reinsurance Limited	バミューダ
SPAC Insurance (Bermuda) Limited	バミューダ
MS Financial Reinsurance Limited	バミューダ
MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
MSIG Mingtai Insurance Co., Ltd.	台湾
Mitsui Sumitomo Insurance (China) Company Limited	中国
MSIG Insurance (Hong Kong) Limited	中国
Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	中国
MSIG Insurance (Vietnam) Company Limited	ベトナム
Cholamandalam MS General Insurance Company Limited	インド
Max Life Insurance Company Limited	インド
PT. Asuransi MSIG Indonesia	インドネシア
P T . Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG	インドネシア
Asia Insurance (Cambodia) Plc.	カンボジア

MSIG Insurance (Thailand) Co., Ltd.	タイ
BPI/MS Insurance Corporation	フィリピン
FLT Prime Insurance Corporation	フィリピン
MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.	マレーシア
Hong Leong Assurance Berhad	マレーシア
Hong Leong MSIG Takaful Berhad	マレーシア
MSIG Insurance (Lao) Co., Ltd.	ラオス
Aioi Nissay Dowa Insurance Company of America	米国
Amlin Underwriting Limited	英国
Amlin Corporate Member Limited	英国
AUT (No.1) Limited	英国
AUT (No.2) Limited	英国
AUT (No.3) Limited	英国
AUT (No.4) Limited	英国
AUT (No.5) Limited	英国
AUT (No.6) Limited	英国
AUT (No.7) Limited	英国
AUT (No.8) Limited	英国
AUT (No.9) Limited	英国
AUT (No.10) Limited	英国
Delian Alpha Limited	英国
Delian Beta Limited	英国
Delian Gamma Limited	英国
Delian Delta Limited	英国
Delian Epsilon Limited	英国
Delian Kappa Limited	英国
Delian Lambda Limited	英国
SBA Underwriting Limited	英国
Amlin AG	スイス
Amlin Insurance SE	英国

2. あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の子金融機関等に該当する会社

Aioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe Limited	英国
Dowa Insurance Company (Europe) Limited	英国
Aioi Nissay Dowa Life Insurance of Europe AG	ドイツ
DTRIC Insurance Company, Limited	米国
DTRIC Insurance Underwriters, Limited	米国
DRD LLP	米国
愛和誼日生同和財産保険（中国）有限公司	中国
Aioi Bangkok Insurance Public Company, Limited	タイ
Aioi Nissay Dowa Insurance Company Australia Pty Ltd.	オーストラリア

コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査役制度採用会社であり、経営意思決定と監督機関の機能分担を明確にした経営体制を構築しています。2016年7月1日現在の経営体制は、取締役6名、監査役3名で構成されています。

●取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、当社の経営方針や経営戦略上の重要なテーマについての意思決定並びに業務執行の監督を行い、毎月1回の定時開催に加えて随時開催しています。また、監督機能の強化と適正かつ迅速な経営意思決定の確保に向け、取締役会の諮問委員会として、業務品質・コンプライアンス委員会、統合リスク・収益管理委員会を設置しています。

・業務品質・コンプライアンス委員会

「お客さま本位の会社」実現に向け、お客さま接点の業務品質の向上及び適正な業務運営の推進等を目的として取締役の諮問事項並びに全社共通及び部門横断の重要課題に関する付議事項について審議・検証及び提言を行います。

・統合リスク・収益管理委員会

経営の健全性・安全性・安定性の確保および収益性の向上に向けた当社のリスクおよび経営収支への対応・管理状況の監督や課題・問題点の審議・検証および提言を行います。

●監査役会

監査役会は3名の社外監査役（うち非常勤監査役2名）で構成され、監査役は監査役会を定期開催し、監査方針や方法等の決議を行うほか、監査に関する重要事項についての報告・協議を行うとともに、取締役会をはじめ、経営会議や各種委員会といった重要な会議へ出席し、意見を述べるなど、法令に定められた監査に加え、取締役の業務執行の監査を行っています。また、監査役は内部監査部門（内部監査部）及び外部監査部門（会計監査人）と定例会議を開催し、情報・意見交換を行うなど、連携して監査・検査内容の向上に努めています。

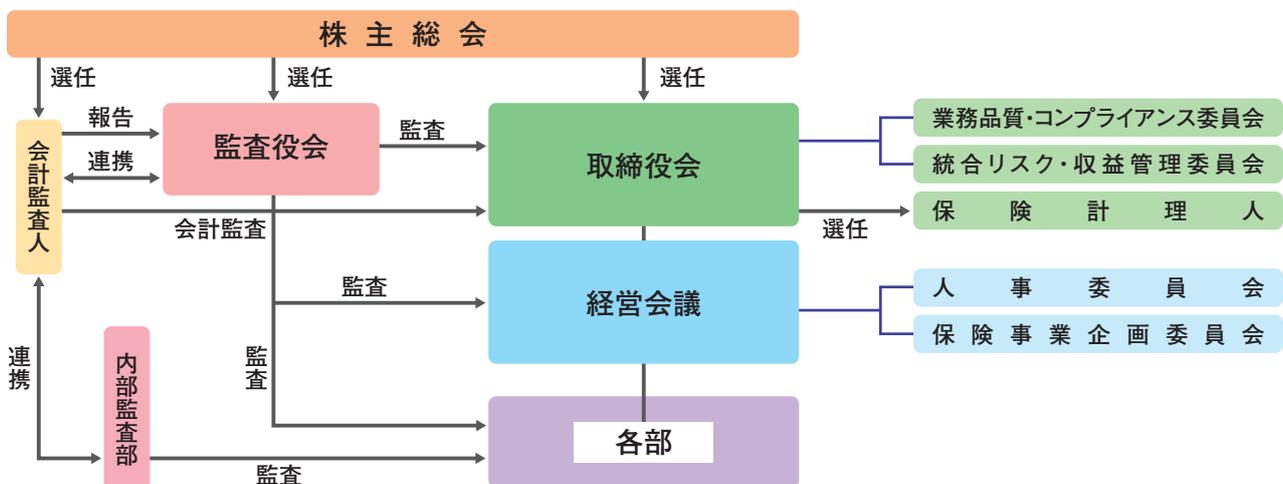
●経営会議

業務執行に係る重要な事項の協議・決定を行う会議体として経営会議を設置しています。

経営会議は、毎月2回の定例開催に加えて、必要に応じて随時開催しています。また、重要な政策課題別に人事委員会、保険事業企画委員会を設置しており、経営会議および担当役員の諮問事項のほか、全社共通および部門横断の重要課題について審議・検証及び提言を行い、必要に応じて付議部門が経営会議等へ付議しています。

●コーポレート・ガバナンスの体制図

（平成28年7月1日現在）



社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役1名はKDDI株式会社の当社所管部の本部長であります。

また社外監査役3名のうち1名は常勤であり、他2名は各々あいおいニッセイ同和損害保険株式会社グループ会社の監査役及びKDDI株式会社の管理職であります。

当社との主な関係については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、当社発行済株式総数の66.6%(2015年3月31日現在)を保有する大株主であり、KDDI株式会社は当社発行済株式総数33.4%(同上)を保有する大株主であります。そして、両株主より継続的に経営指導、業務支援を得ております。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との関係遮断に努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保するため、以下を当社の反社会的勢力に対する基本方針として掲げます

反社会的勢力に対する基本方針

- 1.au損害保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
- 2.反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3.反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。
また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

コンプライアンス基本方針

コンプライアンス基本方針（抄）

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、すべての役員・社員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めます。

○基本的な考え方

- (1) 当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「当社の事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および当社が定める社内規定（以下これらを「法令等」といいます。）を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

コンプライアンスの推進

●コンプライアンス推進体制

取締役会の諮問機関として「業務品質・コンプライアンス委員会」を設けており、コンプライアンス主管部門であるコンプライアンス部を中心に、コンプライアンスに関する全般的な推進を行っています。

また、募集文書についても、コンプライアンス部が、関連各部門と連携を図りながら一元的に審査・点検を行っています。

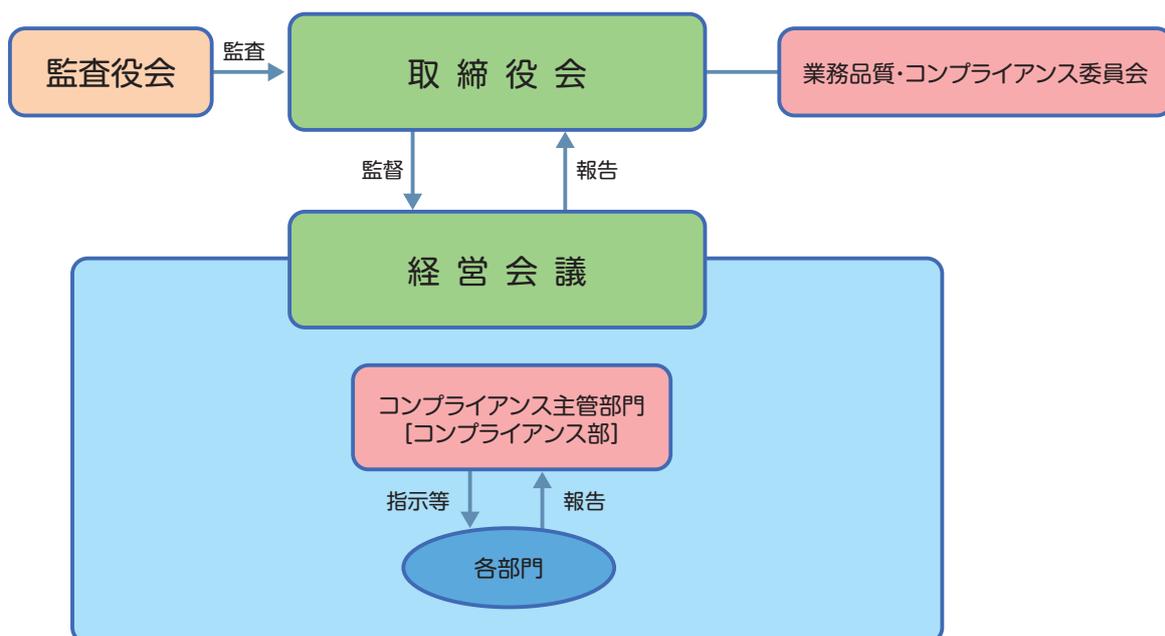
●コンプライアンスプログラムと研修

具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を取締役会で策定し、この計画に沿って法令等遵守の活動に取り組んでいます。

入社時からコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス・マニュアルの活用により実効性を高めています。

自主点検、代理店への点検・監査を通じて不適正事案・不祥事件の未然防止、早期発見と改善に努めています。

●コンプライアンス体制



リスク管理に関する基本的な方針

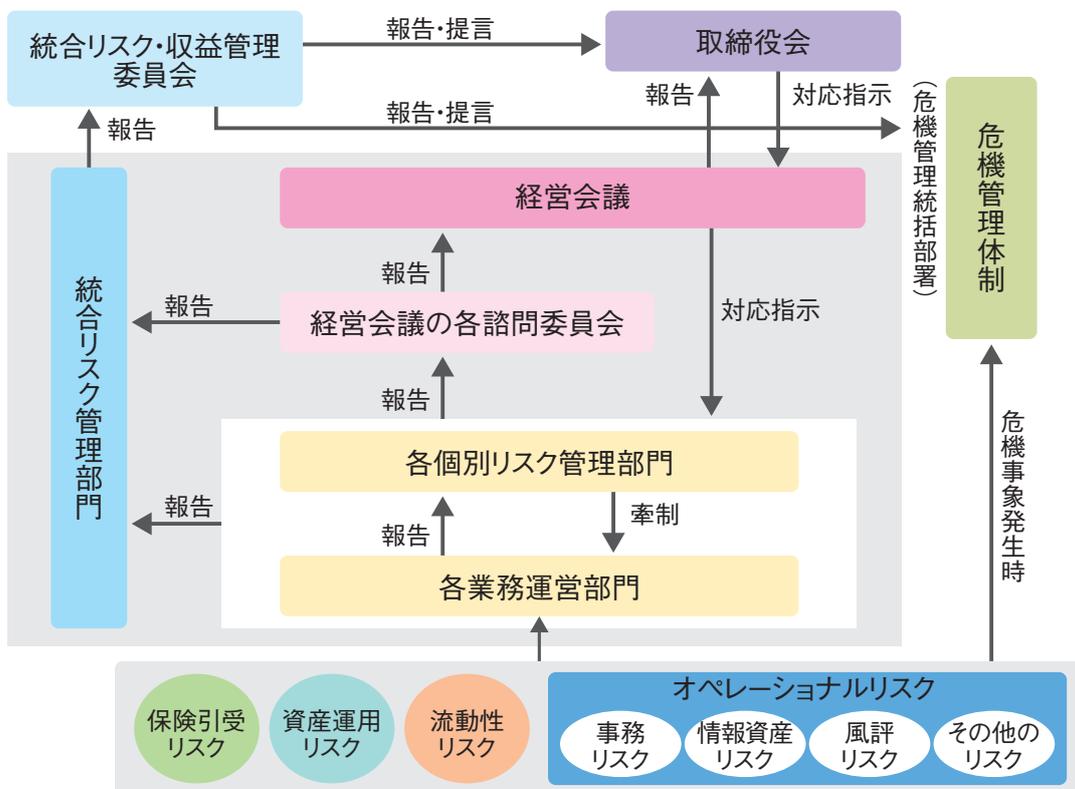
経済活動のグローバル化・規制緩和の進展・異業種企業の参入・インターネット等通信手段の変貌など企業を取り巻く経営環境は大きく変化してきており、損害保険会社経営においてもリスクが多様化・複雑化してきています。経営の安定性を確保し、また収益性を向上させるためには、これらのリスクを的確に把握し、その影響度合いを分析・評価した上で、適切に管理することが従前にも増して重要となっています。

当社は、このような認識の下、持株会社であるMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社が定める「MS&ADインシュアランスグループリスク管理基本方針」等を踏まえて、当社「リスク管理方針」を定め、リスク管理を行っています。

リスク管理体制

リスク管理全般を監督し統合的なリスク管理を行うために、統合リスク管理部門と統合リスク収益管理委員会を設置しています。

統合リスク管理部門は、各部門のリスク状況のモニタリングを行うとともに、定量・定性両面から統合的なリスク管理を行い、その結果を統合リスク収益管理委員会へ報告しています。統合リスク収益管理委員会では、その報告内容を審議し、取締役会に報告・提言を行う体制としています。



統合リスク管理

当社では、リスク計量化による定量面とリスクを質的に評価する定性面の両面から、当社が直面するさまざまなリスクを管理しています。

定量面では、保険引受リスク等を確率論的手法により計量化のうえ、保有するリスク量が経営体力(実質自己資本)に見合うものになっているかを定期的に確認しています。

さらに、ストレステストとして、経営環境の著しい変化を想定して、ストレス発生時の影響の確認を行っています。

また、定性面では、当社のリスク特性や外的環境の変化等を踏まえ、想定されるリスクの洗い出しを実施し、経営に対する影響度を評価しています。そして、その影響度に応じたリスク管理課題を設定し、統合リスク管理部門を中心としてその取組状況等のモニタリングを実施しています。

主要なリスクとその管理体制

1. 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生状況が保険料設定時の予測に反して大幅に変動し、損失を被るリスクをいいます。当社では、保険商品別の収支状況やリスクの特性を把握・分析し、適切な保険料率の設定・運営を行うとともに、適切な再保険を設定すること等によりリスク管理を行っています。

再保険について

(1) 再保険とは

保険会社は、保険金支払責任を果たし、事業の安定化を図るために、保険金支払責任の全部または一部を他の保険会社に転嫁して、リスクの平準化と分散化を行っています。

(2) 再保険方針

当社は、経営の健全性維持のために、保険引受リスクの適正な管理・保険成績の安定化の視点から保有・出再方針を定め、再保険を手配しております。

再保険カバーの手配にあたっては、主要格付機関による格付けをベースに策定した当社取引相手会社信用度基準を遵守し、信用度の高い出再先の選定を行っています。

なお、当社においては受再は行っておりません。

2. 資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有する資産の価値やそこから得られる収入が減少するリスクを指し、その性質から市場リスク、信用リスク及び不動産投資リスクの3つに分類されます。当社では、負債特性を踏まえた適切な資産を十分に保有し、資産の健全性と安定的な収益が確保できるように努めています。

3. 流動性リスク

流動性リスクは、その性質から「市場流動性リスク」と「資金繰りリスク」の2つに分類されます。当社では、流動性資産を十分に保有するとともに、資金の流入の動向を踏まえ、適切な資金繰り管理を行っています。

4. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務プロセスあるいは社員・代理店・外部委託先の活動やシステムが不適切であること、または災害等の発生により損失を被るリスクを指します。主なリスクとしては以下のとおり分類して管理しています。

(1) 事務リスク

事務リスクとは、役職員・代理店等が、正確な事務を行わなかったり、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。当社では、各種規程・マニュアル等を整備するとともに、各部門において自主点検や研修を実施する等、コンプライアンス推進とあわせて適切な事務の遂行に努めています。

(2) 情報資産リスク

情報資産リスクとは、個人情報・会社機密情報の漏えいと、情報システムのダウンまたは誤作動等の不備、不正使用、開発計画の不備や開発遅延により損失を被るリスクをいいます。

情報の管理に関しては、プライバシーポリシー及び個人情報保護に関する諸規定を整備し情報管理を徹底するとともに、外部委託先へ業務発注する際にもセキュリティ要件の充足を徹底します。

また、システム面に関しては、セキュリティポリシーに基づきリリース前の十全なテストを実施し、システムの運用面に関しては、安全性・信頼性の高い専門会社に委託することでリスク発現防止に努めています。

さらに、災害や不測の事故発生に備え、重要なデータのバックアップの取得や、コンティンジェンシープランの整備など、迅速な対応ができるよう努めています。

(3) 風評リスク

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。

当社は適切な業務運営・情報開示に努め、風評につながるリスクを未然に防止するとともに、各種メディアやインターネット上の掲示板等で風評被害が確認された場合には、状況を確認し迅速な対応ができるよう努めています。

(4) その他のオペレーショナルリスク

上記以外にも、募集リスク、企画・開発リスク、外部経営環境リスク、法務リスク、事故・災害リスク、人的リスク等の様々なリスクを認識し、各所管部を中心にこれらリスク管理に努めています。

危機事象発生時の対応体制

上記のような各種リスクの具体的な発現により、事業活動に重大な影響を与える事象が発生した場合に備え、当社は危機管理規程等で危機発生時の対応を事前に定めることにより迅速な対応が取れる体制を確保しています。

また、首都圏巨大地震等の重大な自然災害や、新型インフルエンザに代表される伝染病流行時等、当社の事業継続に重大な影響を及ぼす事象が発生し

た場合には、事業継続計画(BCP)に従いお客さま対応に係る業務継続に経営資源を集中いたします。

そして、事業継続計画(BCP)の実効性の確保のために、平時からの教育や演習の実施、定期的な見直しや検証及び改善と是正の実施を行い、的確な事業継続態勢(BCM)の確立に努めています。

内部監査

当社の内部監査態勢については、取締役会が決定した「内部監査方針」において定め、他部門から独立した立場で内部監査を実施する内部監査部を設置しています。内部監査は、法令等遵守態勢を含む内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、課題の改善に向けた提言を行うことによって、健全かつ適切な業務運営の確保と内部管理の改善及び経営管理の高度化を図ることを目的として行います。

内部監査の対象は、当社におけるすべての業務です。また、当社の代理店・外部委託先などが行う当社業務も含まれます。内部監査部は、これらの監査対象に係るリスクの状況を評価し、各年度の「内部監査計画」を策定して監査に当たります。

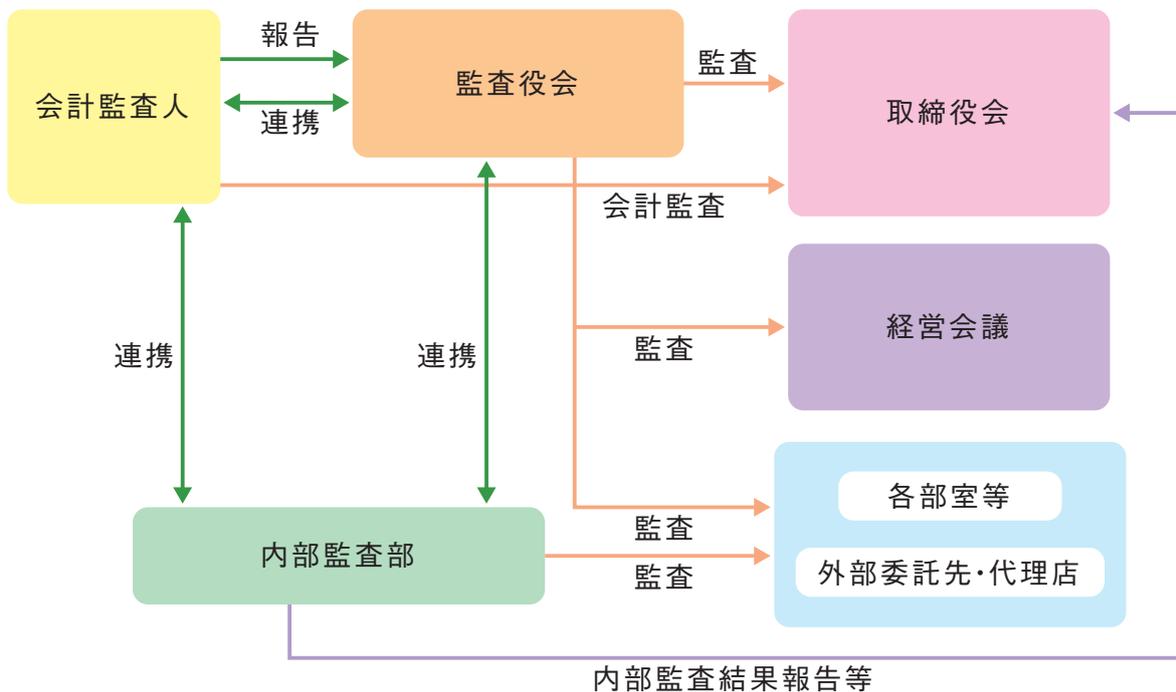
内部監査実施後、内部監査部は監査対象組織へ内部監査結果を通知し、改善計画や進捗状況報告等に基づき、それらの改善状況をフォロー・確認します。さらに、内部監査結果等は定期的に取り締役に報告しています。

社外監査・検査

当社は、外部の監査として、法令に基づき会計監査人による会計監査を受けています。また、保険業法のためにより金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっています。

● 監査体制

(平成27年7月1日現在)



環境保護

●環境にやさしいビジネスモデル

当社はスマートフォン・パソコン等で保険の手続きを全て完結することができます。申込書不要、証券等不発行により紙資源を節約することができる環境にやさしいビジネスモデルを構築しています。

●地球環境保護への取組み

地球温暖化防止に対応すべく、当社は空調、照明、PC等の節電を通じ全社員が工夫をこらして、CO2削減に取り組んでいます。

また、クールビズ、早帰り、ペーパーレス化等の各運動にも積極的に参加・展開し、より効果的な地球環境保護に努めています。

●「エコ通勤優良事業所認証」(※)を取得

当社は自転車保険の販売を推進するとともに、自転車通勤・通学を推奨する地方自治体と連携し、首長との対談・イベントへの協賛等を通じて、安心して安全な自転車ライフの実現を提唱してきました。

また、社内では「自転車通勤制度」を導入しております。

このような取組みが評価され、業界初の「エコ通勤優良事業所認証」(※)を取得することができました。

(※)公共交通利用推進等マネジメント協議会(事務局:国土交通省等)がエコ通勤を自主的かつ積極的に推進している事業所を優良事業所として認証し、登録する制度



社会貢献活動(当社のCSR活動)

●大阪府と協定～保険料収益の一部を大阪府へ寄付～

2016年3月30日に大阪府、株式会社あさひおよび当社の三者で「大阪府自転車の安全で適性な利用の促進に関する条例」に基づく協定を締結し、あさひオリジナル自転車保険「サイクルパートナー」を「おおさか寄付き自転車保険」として保険料収益の一部を大阪府へ寄付することしました。(詳細「トピックス」ページ)



松井大阪府知事(中央)、下田あさひ社長(右)と握手する亀田社長

●東京都盲人福祉協会に寄付金を贈呈

「視覚障害者とタンDEM(二人乗り自転車)を楽しむ集い」を支援

2016年1月17日に社会貢献活動の取組みの一環として、あいおいニッセイ同和損害保険グループの役職員有志と会社による募金制度である「ゆにぞんスマイルクラブ※」と共に、「視覚障害者とタンDEMを楽しむ集い」の活動に寄付金を贈呈いたしました。(詳細「トピックス」ページ)



笹川都盲協会会長(左)に寄付金を贈呈する久保田専務

社会貢献活動（損保協会の活動）

当社では、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。
主な取組みは以下のとおりです。

1.交通安全対策

（1）交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

（2）交通安全啓発活動

- ①交差点事故防止活動
- ②自転車事故防止活動
- ③高齢者の交通事故防止活動
- ④飲酒運転防止活動



2.防災・自然災害対策

（1）地域の安全意識の啓発

- ①小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及
- ②幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及



（2）地域の防災力・消防力強化への取組み

- ①軽消防自動車の寄贈
- ②防火標語の募集と防火ポスターの制作
- ③ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発



3.犯罪防止対策

（1）盗難防止の日（10月7日）の取組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、各地の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止対策の必要性を訴えています。

（2）自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、盗難防止対策に取り組んでいます。また、解体された盗難車部品が不正に国外に持ち出されることを防止するため、輸出時チェックの制度化や盗難されたカーナビの転売・流通の防止について、関係省庁・団体に働きかけを行っています。



(3) 不正修理業者に関する注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険金が使える」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシを作成し、啓発活動を行っています。

(4) 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもと一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。



4. 環境問題への取組み

(1) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用し、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっているCO2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

(2) 自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物とCO2の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる部品補修の推進に取り組んでいます。

※啓発動画は損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。

(3) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしいだけでなく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、チラシやビデオを作成し、その普及に取り組んでいます。

(4) 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO2排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。



5. 保険金不正請求防止に向けた取組み

(1) 保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

(2) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(※)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

(3) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これ位ならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。



保険商品・サービス

取扱い商品と新商品開発・改定	38
保険の仕組み	40
約款	41
保険料	42
保険金	43
お客さまサポート体制	46
損害サービス	47

(1) 販売商品の一覧(個人向け・法人向け)

(2016年7月1日現在)

■ 個人向け商品

●スタンダード傷害保険

- 自転車向け保険 **Bycle**
自転車事故重視の交通事故によるケガなどを補償する保険です
付帯サービス:自転車ロードサービス(プレミアムサービス)
- 自転車向け保険 **Bycle Best**
自転車事故重視の日常生活、スポーツやレジャー中のケガなどを補償する保険です
付帯サービス:自転車ロードサービス(プレミアムサービス)
- ケガの保険 **交通事故**
交通事故によるケガなどを補償する保険です
- ケガの保険 **日常の事故**
日常生活、スポーツやレジャー中のケガやアクシデントなどを補償する保険です

●海外旅行保険

- 海外旅行の保険
海外旅行中の病気やケガなどのアクシデントなどを補償する保険です
付帯サービス:海外アシスタンスサービス

●国内旅行傷害保険

- 国内旅行の保険
国内旅行中のケガなどを補償する保険です
- ゴルフの保険
ゴルフ中のアクシデントなどを補償する保険です

●ペット医療費用保険

- ペットの保険
ペットである犬・猫が入院・手術した場合の治療費用を補償する保険です
付帯サービス:かかりつけ獣医師ダイヤル

■ 法人向け商品

●スタンダード傷害保険

交通事故や日常生活におけるケガなどを補償する保険です

●約定履行費用保険

法人(被保険者)とその相手方である第三者との間で、一定の偶然な事由が生じたときに、法人が第三者に対して一定の金銭等の債務を履行または免除する旨の約束(約定)をしている場合に、法人が約定の責任を果たすことによって負担する費用を補償する保険です

●盗難保険

保険の対象が盗難された場合に補償する保険です

●クレジットカード盗難保険

クレジットカードが盗難され、不正利用された場合などに被る損害を補償する保険です

■ その他の商品(提携保険会社の商品)

●24時間単位型自動車運転者保険 (ワンデーサポーター)

友人等から自動車を借りるときに手軽に入れる1日自動車保険です
この保険契約の引受保険会社は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となります
当社は取扱代理店として保険契約締結の媒介を行っており、保険契約の締結および保険料の領収は行いません

(2) 新商品の開発、改定状況

実施年月日	項目	概要
2011年 5月 25日 (開業)	スタンダード傷害保険および国内旅行傷害保険を販売開始	自転車向け保険等
2011年 11月 29日	海外旅行保険を販売開始	
2012年 3月 8日	約定履行費用保険を販売開始	
2013年 2月 6日	盗難保険を販売開始	
2013年 10月 1日	スタンダード傷害保険、国内旅行傷害保険、海外旅行保険の補償内容を改定 スタンダード傷害保険、国内旅行傷害保険の料率を改定	暴力団排除条項の導入、酒気帯び運転の補償対象外化等
2013年 12月 18日	海外旅行保険を改定	・家族旅行特約の新設 ・航空機寄託手荷物遅延費用補償特約の新設
2014年 4月 7日	ペット医療費用保険を販売開始 保険料払込方法・支払方法の拡充	コンビニエンスストアでの保険料支払いの取扱い等を開始（スタンダード傷害保険・ペット医療費用保険）
2014年 8月 29日	クレジットカード盗難保険を販売開始	
2015年 10月 1日	スタンダード傷害保険の料率を改定	
2015年 12月 1日	国内旅行傷害保険の料率を改定	
2015年 12月 17日	海外旅行保険を改定	保険期間（旅行期間）の取り扱いを「3日～15日」から「1日～31日」に拡大

(1) 保険制度

損害保険は、共通の危険を持つ多くの人が集合し、合理的な計算に基づいた拠出(保険料の支払い)をすることにより、そのうちのある方が「一定の偶然な事故」にあった場合に、その拠出の中から損害の補償(保険金)を受け取ることができるという仕組みです。

つまり、損害保険制度とは、「大数の法則」を利用して相互にリスクを分散し、経済的補償を与えることにより、個人生活と企業経営の安定に大きく寄与することができる制度と言えます。

(2) 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が「一定の偶然な事故」によって生じる財産上の損害を補償することを約束し、それに対してご契約者がその「一定の偶然な事故」の発生可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束することによって、成立する契約です。

したがって、双務・有償契約であり、ご契約者と保険会社の意思の合意のみで成立する諾成契約という性質を有しています。適正でご契約者のご希望に沿った正確な契約引き受けのため、当社ではご契約にあたり、ご契約の特に重要な事項について、「お申し込み内容のご確認」を用いてご確認させていただいている他、契約成立後も「お客さま専用ページ」の契約確認画面に表示しています。

(1) 約款の位置づけ

保険契約の内容を定めたもので、ご契約者・被保険者（補償の対象となる方）と保険会社の権利・義務が具体的に記載されています。約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・除外する特約があります。

※ 約款に記載される主な事項

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| ① 保険の対象となる事故、損害 | ⑤ 保険契約が失効もしくは無効となる場合 |
| ② 保険金をお支払いできない場合 | ⑥ 保険契約が解約・解除される場合 |
| ③ 保険金の算出方法 | |
| ④ 保険会社へ申し出・連絡すべき事項（契約前、契約後、事故発生時等） | |

(2) 契約時の留意事項

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品であり、その内容は約款で定められています。ご契約にあたっては、約款の内容につき、十分にご確認の上、お申し込みください。

特に以下のようなことをご確認いただく必要があります。

- ・どのような事故が補償の対象となるのか
- ・重要な事実を保険会社に正確に申し出ているか
- ・契約後、どのような場合に保険会社に通知をしなければならないのか
- ・支払われる保険金はどのように決められるのか（一定以上の損害に達しないと保険金が支払われない場合や、損害の額から一定額を差し引いて保険金が支払われる場合があります）
- ・どのような場合に保険金が支払われないのか
- ・どのような場合に保険契約が効力を失うのか
- ・解約した場合にどのようなになるのか
- ・事故発生時にどのように対応すればよいのか

なお、お申し込み内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(3) 約款に関する情報提供

約款の内容については、ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）とは別に、その内容をわかりやすく説明した商品説明ページ、重要事項のご説明（重要事項説明書）等をホームページ上にご用意しています。

よくご覧いただき、十分理解された上でのご契約をお願いします。

(1) 保険料の収受・返戻

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約と同時に支払いただく必要があります。保険のお申し込みをいただいても、保険料をお支払いただく前に生じた事故については、当社は保険金をお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いただく契約においても、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険料のお支払いは、「クレジットカードによるお支払い」または「au携帯電話の通信料金に合算してお支払い」に加え、「コンビニエンスストアでのお支払い」(一時払のみ)と、便利な方法をご用意しています。

なお、「コンビニエンスストアでのお支払い」の場合、契約時の保険料のお支払いは、別途定めのお支払期限までとなります。

また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、詳しくは約款等をご確認ください。

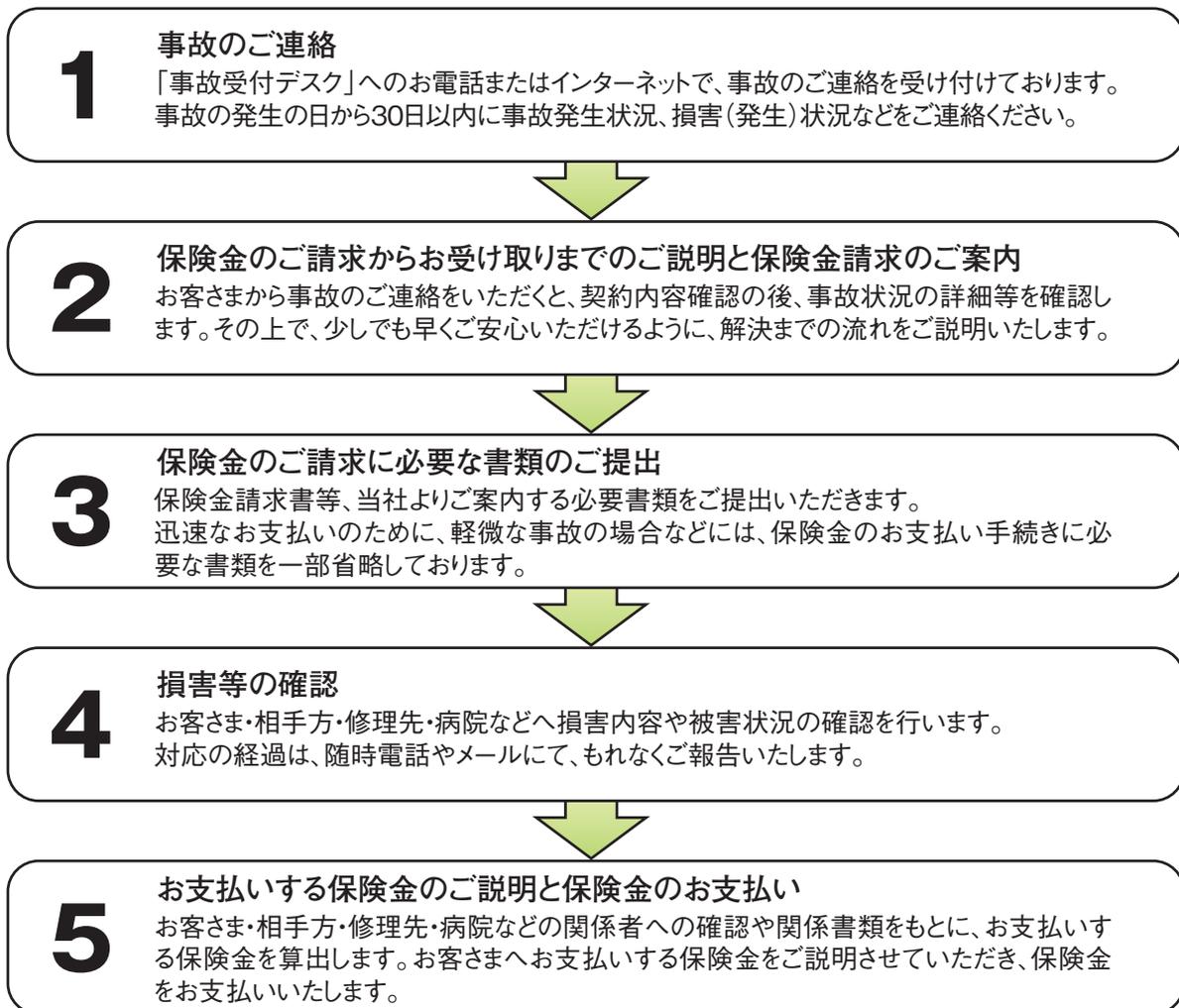
(2) 保険料率

保険料は、純保険料(将来の保険金支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分)から成り立っており、純保険料は、当社が金融庁からの認可取得もしくは金融庁への届出を行ったものを基礎として適用しています。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険・傷害保険等の純保険料率を参考料率として算出し、当社を含む会員保険会社各社に提供しています。

事故のご連絡から保険金のお受け取りまで（傷害保険）

お客さまにご満足いただける損害サービスの提供は、保険会社にとって最も重要な責務です。当社では、不幸にも事故にあわれたお客さまへ、解決に向けての適切なアドバイスを行い、丁寧でスピーディな事故解決に努めています。



●事故のご連絡

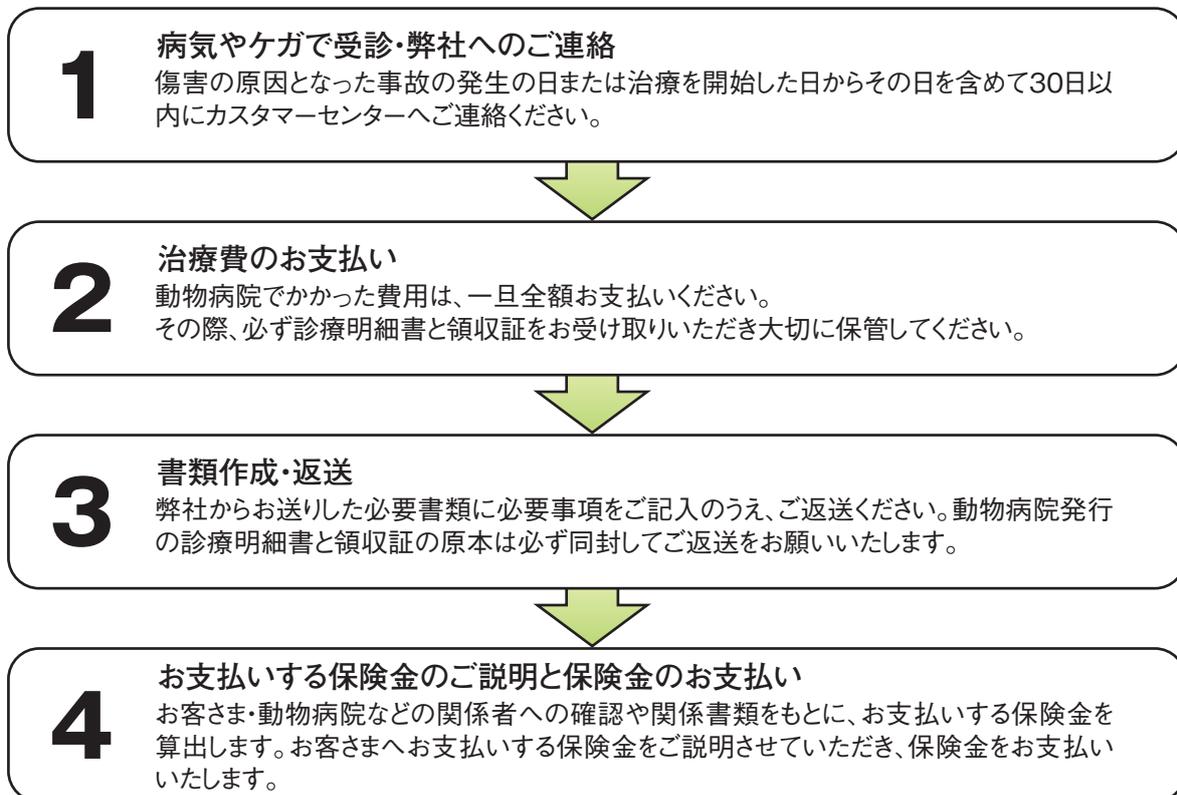
事故が発生した際は、まず被害の拡大防止、負傷者の救護等を行うとともに、消防署・警察などに連絡してください。また相手方の住所・氏名・勤務先・保険会社などもできるだけその場で確認してください。

以上、緊急の措置を行った後、速やかに当社フリーコールまたはインターネットにて、事故の内容をご連絡ください。24時間・年中無休で、事故のご連絡をお受けしております。

●保険金のご請求からお受け取りまでのご説明と保険金請求のご案内

お客さまから事故のご連絡をいただくと、契約内容確認の後、事故状況の詳細等を確認します。その後お支払いの可能性のある保険金をお客さまにご案内するとともに、「保険金請求のご案内」をお客さまへ郵送します。また、保険金のご請求からお受け取りまでの流れと、保険金の請求に必要な書類等についてもご案内します。

保険金のご請求からお受け取りまでの流れ（ペットの保険）



●保険金のご請求からお受け取りまでのご説明と保険金請求のご案内

お客さまから保険金請求のご連絡をいただくと、契約内容確認の後、「保険金請求のご案内」をお客さまへ郵送します。また、保険金のご請求からお受け取りまでの流れと、保険金の請求に必要な書類等についてもご案内いたします。

●ご提出いただく書類について

- ・診療明細書
診療項目ごとの内訳金額が記載された書類です。動物病院によって名称が異なります。
 - ・領収証
診療費のお支払いを証するものです。レシートでもかまいません。なお、診療明細書が領収証を兼ねていることが明らかな場合は別途取り付けていただく必要はありません。
- ※診療明細書が発行されなかった場合は、弊社所定の診療明細書の作成を動物病院にご依頼ください。その際の明細書にかかる費用はお客さまご自身の負担になりますのでご了承ください。

●保険金のご請求に必要な書類のご提出

保険金請求書など、当社よりご案内する必要書類をご提出ください(電話での確認により省略できる場合がありますので、その際は別途ご案内します)。

●損害等の確認

適切な保険金のお支払いのために、当社が事故の状況や損害の状況、治療の経過、保険金のお支払い対象になる事故かどうかの確認等、各種の損害確認を行いますので、ご協力をお願いいたします。

例) おケガの場合:その程度や治療内容確認のための診断書等のお手配
 携行品等に損害が発生した場合:損害状況確認のための修理見積書・写真等のお手配
 ペット治療費の場合:治療内容の確認のための診療明細書等のお手配

●お支払いする保険金のご説明と保険金のお支払い

お客さま・相手方・修理工場・病院・動物病院などの関係者への確認や関係書類をもとに、お支払いする保険金を算出します。

保険金が確定した後、お客さまへその内容をご説明させていただき、ご指定口座へのお振り込みを行います。

また、「お支払いの内容」と「お支払い対象外の場合はその理由」を記載した「保険金支払通知」を、お客さまへ郵送します。

事故の内容によっては保険金が支払われない場合がございますので、その場合には、お支払いできない理由を保険約款や損害確認の結果などに基づきご説明します。

●保険金お支払いに関する不服審査お申し出制度

保険金をお支払いできない旨を通知したご契約について、当社の説明ではご納得いただけない場合、お客さまからのお申し出を受け付け、社外の弁護士で構成する不服審査会がお支払いに関する決定内容を確認する「保険金のお支払いに関する不服審査お申し出制度」を開設しております。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

●そんぽADRセンター

一般社団法人 日本損害保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として金融庁長官の指定を受け、そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)において、お客さまから損害保険全般に関する苦情や紛争解決の申し立てをお受けし、中立・公正な立場から問題解決のお手伝いをしています。

なお、同センターが受け付けることのできる苦情や紛争解決の申し立ては、同協会との間で手続実施基本契約を締結した保険会社に関連するものに限られます。当社は、同協会との間で手続実施基本契約を締結しております。

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp>)

au損保カスタマーセンター

お客さまからのお問い合わせは以下の窓口で受付けております。

お電話でのお問い合わせ

お問い合わせフリーコール

受付時間:9:00~18:00(年末年始を除く)

 **0800-700-0600**
(通話料無料)

メールでのお問い合わせ

24時間365日受付

下記のEメールアドレスへご連絡ください。

なお、お電話による回答でも

お差し支えない場合は、

日中のご連絡先もご記入ください。

support-1m@info.au-sonpo.co.jp

ペットの保険専用フリーコール

受付時間:9:00~18:00(年末年始を除く)

 **0800-700-1122**
わんわんにゃんにゃん
(通話料無料)

損害サービスネットワーク

当社の損害サービスセンターの所在地は東京です。このほか全国14ヵ所に駐在する駐在員(当社社員)と連携して万全の事故対応にあたらせていただきます。

au 損保	所在地
損害サービスセンター	〒 150-6006 東京都渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー 6F
札幌駐在	〒 060-8553 北海道札幌市北区北 7 条西 5-5-3
盛岡駐在	〒 020-0026 岩手県盛岡市開運橋通 3-47
仙台駐在	〒 980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-10
静岡駐在	〒 420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町 1-7-5
名古屋駐在	〒 460-8672 愛知県名古屋市中区千代田 5-7-5
京都駐在	〒 604-8162 京都府京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町 643
大阪駐在	〒 530-8555 大阪府大阪市北区西天満 4-15-10
神戸駐在	〒 650-0037 兵庫県神戸市中央区明石町 19
金沢駐在	〒 920-0906 石川県金沢市十間町 5 番地
岡山駐在	〒 700-8571 岡山県岡山市北区中央町 3-19
広島駐在	〒 730-8580 広島県広島市中区国泰寺町 1-8-13
高松駐在	〒 760-0042 香川県高松市大工町 1-1
福岡駐在	〒 810-0041 福岡県福岡市中央区大名 2-6-36
熊本駐在	〒 860-0017 熊本県熊本市中央区練兵町 56-1

※駐在先はあいおいニッセイ同和損保の各地のサービスセンター内です

●24時間・365日事故受付サービス

突然やってくる事故からお客さまをしっかりとサポートし、安心していただけるよう、万全の体制で、24時間365日事故のご連絡をお受けします。

au 損保事故受付デスク



0077-78-0365

(通話料無料)

au 損保海外サポートデスク

年中無休・24時間・日本語受付

●日本国内から



0077-78-7365

または

03-6365-8885

●海外から
ワールドフリーフォンをご利用いただけます。

ワールドフリーフォンは以下のとおりです。

別表		ワールドフリーフォン	
地域	滞在地	通信会社	電話番号
アジア	中国	CHINA Unicom	4001-204869
		CHINA Telecom	00-800-80088777
	台湾	Chunghwa Telecom	00-800-80088777
	フィリピン	PLDT	
	マカオ	CTM	
	マレーシア	Telekom Malaysia	
		Time	001-800-80088777
	香港	Reach	
	シンガポール	Singtel	
	タイ	CAT Telecom	
		Korea Telecom	002-800-80088777
	韓国	LG U+	
		Onse Telecom	008-800-80088777
		INDONESIA	007803-81-1-0008
		Bezeq	014-800-80088777
		Israel	00-800-80088777
	Smile	012-800-80088777	
	INDIA	000800-810-1198	
	BAHRAIN	80000-443	
	VIET NAM	120-81-022	
グアム・サイパン	グアム	GUAM	1-866-815-9567
	サイパン	SAIPAN	1-866-999-1574
北米・ハワイ	アメリカ・ハワイ	AT&T	1-844-225-3016
		Sprint	011-800-80088777
		Verizon	1-844-214-2162
	カナダ	TATA Communications	
	バミューダ	BERMUDA	1-800-455-0125
中南米	アルゼンチン	Telecom Argentina	0800-444-5075
		Telefonica de Argentina	00-800-80088777
	メキシコ	MEXICO	01-800-123-1804
	ブラジル	BRAZIL	0800-761-0496
	コスタリカ	COSTA RICA	0800-081-0006
	コロンビア	Colombia Telecom	009-800-80088777
	チリ	CHILE	1230-020-2494
オセアニア	ペルー	PERU	0800-55-332
		Optus	1-800-549-385
	オーストラリア	Telstra	0011-800-80088777
	ニュージーランド	Telecom NZ	00-800-80088777
ヨーロッパ	アイルランド	eircom	00-800-80088777
	イギリス	BT	
		C&W	
	イタリア	Telecom Italia	
	オーストリア	A1 Telekom Austria	
	オランダ	KPN	
	スイス	Swisscom	
	スウェーデン	TeliaSonera Sweden	
	スペイン	Telefonica	
	チェコ	Telefonica O2 Czech	
	デンマーク	iBasis	
	ドイツ	Deutsche Telecom	
	ノルウェー	Telenor	
	ハンガリー	Deutsche Telecom	
	ベルギー	Belgacom	
	ポルトガル	Portugal Telecom	
ルクセンブルグ	P&T		
	France Telecom	0800-91-7388	
フランス	FRANCE (&Monaco)		
モナコ	Monaco	00-800-8113-0120	
ギリシャ	GREECE		
	Elisa	999-800-80088777	
	TeliaSonera	990-800-80088777	
	POLAND	00-800-811-1207	
	ROMANIA	08008-97003	
	ロシア	8-800-100-6981	
アフリカ	エジプト	EGYPT	0800-0000-659
	南アフリカ	S AFRICA	0800-98-8588
上記以外の地域またはワールドフリーフォンがご利用いただけない場合 (コレクトコールまたは通常の国際電話)			(81) -3-6365-8885

●インターネットサービス

お電話だけでなくインターネットでも事故のご連絡をお受けします。

担当者へのお問い合わせへの回答メールや保険金お支払い情報のメールなど、お客さまにとって必要な情報を適切なタイミングでお届けします。

また、書類の郵送によるやり取りのいないインターネットによるご請求手続きも可能です。

●安心の事故対応サービス

事故の受付から保険金お支払い手続きまで、お客さまからのお問い合わせやご相談の全てを専任担当者が親切・丁寧にお応えします。また、全国の損害調査ネットワークでお客さまをサポートします。

●保険金請求書類省略サービス

軽微な事故の場合には、保険金のお支払い手続きに必要な書類を一部省略します。お客さまの書類をご用意いただく手間を省き、わかりやすく簡単な手続きで保険金をお支払いします。

●日弁連弁護士のご紹介サービス

法律相談費用補償特約・弁護士費用等補償特約をご契約いただき、支払対象となる事故にあわれた場合、当社と協定している日本弁護士会連合会を通じてお近くの弁護士会に所属している弁護士のご紹介が可能です。

もらい事故にあってしまい、おこころあたりの弁護士がない場合でも当社が最適な弁護士をご紹介いたします。

●自転車ロードサービス

事故または故障により自転車が自力走行不能(自転車が物理的もしくは機能的に走行できない状態、または法令により走行が禁じられている状態)となった場合には、24時間365日トラブル現場へ駆けつけて、ご希望の場所まで自転車を搬送します。

●海外アシスタンスサービス

海外旅行中の病気・ケガなど、万一の場合には、「au損保海外サポートデスク」(海外の渡航先から通話料無料でご連絡いただけるワールドフリーフォン(別表)は、24時間365日日本語で対応いたします。)が世界的なネットワークを持つアシスタンス会社との提携により、キャッシュレス・メディカル・サービス、病院への移送、医師・看護師の派遣などの緊急医療アシスタンスサービス、破損したスーツケース・カメラ・ノートパソコンのキャッシュレス・リペアサービスなどを行います。

業績データ

事業の状況	52
経理の状況	70

平成27年度における事業概況（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

●事業の経過及び成果等

当期の世界経済は、中国経済の減速を発端としアジア新興国においても景気の下押しがみられたものの、所得・雇用環境等の改善により個人消費が増加した米国が経済を牽引し、緩やかな回復基調を辿りました。

わが国経済は、政府による金融政策により企業業績の改善が図られるものの、デフレ脱却に向けた取組みは道半ばにあり、本格的な景気回復には依然として課題が残っております。

こうした経済情勢の下、損害保険業界の主力商品である自動車保険・火災保険の正味収入保険料は、保険料率の改定等によって増収傾向にあります。その一方で、当社事業と関係の深い移动通信業界においては、従来型の携帯電話からスマートフォンやタブレット端末等の「スマートデバイス」へのシフトが進む中、政府における競争促進政策等により、多様なプレーヤーによる市場参入や新たなサービスが登場しており、競争が一段と厳しさを増しております。

このような中、当社は、主力商品である『自転車向け保険Bycle（バイクル）』の新プランとして『自転車向け保険Bycle Best（バイクルベスト）』を発売したほか、自転車量販店との提携による新プランの発売等、新たな商品開発に注力致しました。また、当社ビジネスの根幹となるWeb画面の刷新やスマートフォン向けアプリのリニューアルを実施し、当社ビジネスモデルの特長を活かしながらお客さまの利便性向上に尽力して参りました。

当年度、当社では平成28年度から平成32年度までの5か年を対象とする新たな「中期経営計画」を策定し、“スマホでソノポ”をコンセプトにモバイル損保らしさを一層追求するビジネスモデルを継続しつつ、保険に接する機会が少ないお客さまに対し、より魅力的な商品やサービスをご提案する身近な損害保険会社を目指したいと考えております。また、今後も保険事業が有する高い社会性・公共性を認識し、コーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底等を図り、業務品質の向上にも努めて参ります。

このような中、当期の業績は以下のとおりとなりました。

保険引受収益は60億8千9百万円、その他経常収益が8千3百万円で、経常収益は61億7千2百万円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が29億2千8百万円、営業費及び一般管理費が28億3千3百万円、その他経常費用が2億3千8百万円で、合計は60億1百万円となりました。この結果、経常利益は1億7千1百万円となり、これに特別損失、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純利益は、2千6百万円となりました。

保険引受及び資産運用の概況は次のとおりであります。

【保険引受の概況】

保険引受収益のうち正味収入保険料は60億3千2百万円、責任準備金戻入額が5千6百万円であります。一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金が27億4千9百万円、損害調査費が2億6千3百万円で、正味損害率は49.9%となりました。また、正味事業費率は40.4%となり、これらに支払備金繰入額を加減した保険引受利益は3億3千3百万円となりました。

【資産運用の概況】

当期末の総資産は、前期末に比べ8億7千6百万円増加して120億7千5百万円、運用資産は前期末に比べ、8億1千7百万円増加して67億3千6百万円となりました。

なお運用資産は、前期まで全額が預貯金（決済性普通預金）および建物（建物付属設備）であり、利息及び配当金収入などの資産運用収益、並びに資産運用費用は発生しておりませんでした。が、当期より定期預金を開始し、1百万円未満ですが利息収入が発生しております。

【会社に対処すべき課題】

損害保険業界を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少社会の進展等、依然として課題は残るものの、保険料率の改定等をうけ自動車保険や火災保険が堅調に推移したことによって、全体として増収傾向にあります。また、当社と関係の深い移

動通信業界においては、サービスの同質化や格安SIMサービス等の普及が進む中、通信事業者は新たな収益の確保に向けて通信以外のサービスへ事業領域を拡大しつつあります。

このような中、当社はモバイル損保としての“au損保らしさ”を追求し、スマートフォン等を通じたWeb完結型機能を備えた施策を中心に取り組みを加速しております。

昨今では、自転車の交通事故による高額賠償判例をうけて、各地方自治体が賠償に備えた保険への加入を努力義務とする等、自転車保険に対する社会的関心が急速に高まりつつあります。当社は、自転車保険の普及を社会的責務とし、『自転車向け保険 Bycle (バイクル)』の拡大に努めております。また、当年度の12月には新商品『自転車向け保険 Bycle Best (バイクルベスト)』を発売し、お客さまの多様なニーズにお応えしています。更に、お客さまのご要望にお応えすべく、2014度より『ペットの保険』の販売を開始し、親会社である「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」の代理店を販売チャネルとして活用する再委託販売にも注力しております。

今後も刻々と変化する事業環境において、常に「お客さまの声」に耳を傾け、スピード感を持った柔軟な対応や改善を実行しつつ、「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」および「KDDI株式会社」の両株主グループとの連携取組み及びその応用展開等を進める施策に取り組み、顧客数の大幅増大を図り、当社事業基盤をより強固なものとして参ります。

1. 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項目	年度	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
正味収入保険料		77	763	4,481	6,027	6,032
経常収益		77	769	4,554	6,267	6,172
経常利益又は経常損失(△)		△ 94	△ 185	△ 163	1,019	171
保険引受利益又は保険引受損失(△)		△ 760	△ 779	△ 319	1,176	333
当期純利益又は当期純損失(△)		△ 304	△ 356	△ 302	951	26
正味損害率		118.3%	49.6%	18.9%	28.5%	49.9%
正味事業費率		885.4%	123.8%	38.7%	49.3%	40.4%
利息及び配当金収入		—	—	—	—	0
運用資産利回り(インカム利回り)		—	—	—	—	0.00%
資産運用利回り(実現利回り)		—	—	—	—	0.00%
資本金 (発行済株式総数)		2,400 (90,000株)	2,400 (90,000株)	2,400 (90,000株)	2,400 (90,000株)	2,400 (90,000株)
純資産額		3,922	3,565	3,263	4,214	4,241
総資産額 (積立勘定として経理された資産額)		4,934 (—)	6,338 (—)	10,348 (—)	11,198 (—)	12,075 (—)
責任準備金残高		45	223	2,316	2,157	2,101
貸付金残高		—	—	—	—	—
有価証券残高		—	—	—	—	—
単体ソルベンシー・マージン比率		13,536.4%	3,617.2%	430.2%	434.8%	564.3%
配当性向		—%	—%	—%	—%	—%
従業員数		44	58	88	113	121

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 運用資産利回り(インカム利回り) = 利息及び配当金収入 ÷ 平均運用額
 4. 資産運用利回り(実現利回り) = 資産運用損益 ÷ 平均運用額

2. 保険契約等に関する指標

(1) 保険料

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)			平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		
		金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災		—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		488	10.9	73.5	606	10.1	24.2	1,252	20.8	106.5
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		3,992	89.1	727.9	5,420	89.9	35.8	4,780	79.2	△11.8
合計		4,481	100.0	486.7	6,027	100.0	34.5	6,032	100.0	0.1

(注) 正味収入保険料…元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)			平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		
		金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災		—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		977	5.9	73.5	1,213	5.7	24.2	1,489	6.7	22.8
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		15,675	94.1	238.5	20,161	94.3	28.6	20,843	93.3	3.4
合計		16,652	100.0	220.6	21,374	100.0	28.4	22,333	100.0	4.5
従業員1人当たり 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)		189		111.3	189		△0.0	184		△2.4

(注) 1. 元受正味保険料 (含む収入積立保険料) …元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員1人当たり元受正味保険料 (含む収入積立保険料) …元受正味保険料 (含む収入積立保険料) ÷従業員数

③ 受再正味保険料

該当事項はありません。

④支払再保険料（出再正味保険料）

（単位：百万円）

種目	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)			平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	488	4.0	73.5	606	4.0	24.2	237	1.5	△60.8
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	11,682	96.0	181.6	14,740	96.0	26.2	16,063	98.5	9.0
合計	12,171	100.0	174.7	15,347	100.0	26.1	16,301	100.0	6.2

（注）支払再保険料…再保険料から再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

(2) 解約返戻金

（単位：百万円）

種目	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	2	13	5
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	—	0	0
合計	2	14	6

（注）解約返戻金…元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

(3) 保険金

①正味支払保険金および正味損害率

（単位：百万円）

種目	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)			平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	61	8.6	18.2	152	10.0	28.3	320	11.6	30.0
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	654	91.4	19.0	1,379	90.0	28.5	2,429	88.4	55.2
合計	715	100.0	18.9	1,532	100.0	28.5	2,749	100.0	49.9

（注）1. 正味支払保険金…元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率…（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

②元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)		平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)		平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—%	—	—%	—	—%
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	123	1.3	304	2.1	494	2.6
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	9,672	98.7	14,118	97.9	18,214	97.4
合計	9,796	100.0	14,423	100.0	18,708	100.0

(注) 元受正味保険金…元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

③受再正味保険金

該当事項はありません。

④回収再保険金(出再正味保険金)

(単位：百万円)

種目	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)		平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)		平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—%	—	—%	—	—%
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	61	0.7	152	1.2	173	1.1
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	9,018	99.3	12,739	98.8	15,784	98.9
合計	9,080	100.0	12,891	100.0	15,958	100.0

(注) 回収再保険金…再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

(4) 未収再保険金

(単位：百万円)

		平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
1	年度開始時の未収再保険金	1,064	1,016	1,048
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	9,080	12,891	15,958
3	当該年度回収等	9,128	12,859	15,920
4	1+2-3= 年度末の未収再保険金	1,016	1,048	1,087

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 保険業法施行規則第71条による保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(5) 正味事業費率

(単位：百万円)

区分	年度	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
	保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費) (諸手数料及び集金費)		1,735 (2,103) (△ 368)	2,971 (3,442) (△ 471)
正味事業費率		38.7%	49.3%	40.4%

(注) 正味事業費率…保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

(6) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

種目	年度	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)			平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		18.2	65.4	83.6	28.3	26.3	54.6	30.0	47.4	77.4
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		19.0	35.5	54.4	28.5	51.9	80.4	55.2	38.6	93.8
合計		18.9	38.7	57.6	28.5	49.3	77.8	49.9	40.4	90.3

- (注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(7) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

種目	年度	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)			平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		28.0	64.5	92.5	38.5	48.1	86.6	56.6	61.7	118.3
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		76.8	12.2	89.1	74.5	15.2	89.7	84.0	9.8	93.8
合計		74.0	15.3	89.3	72.8	16.8	89.6	82.4	12.9	95.3

- (注) 1. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 2. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 合算率＝発生損害率＋事業費率
 4. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
 5. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額
 6. 第三分野保険は取扱いがないため記載を省略しております。

(8) 保険引受利益

① 保険引受利益明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
保険引受収益		4,481	6,186	6,089
保険引受費用		2,697	1,567	2,928
保険引受に係る営業費及び一般管理費		2,103	3,442	2,827
その他収支		—	—	—
保険引受利益		△ 319	1,176	333

(注) その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

② 保険種目別保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
火災		—	—	—
海上		—	—	—
傷害		△ 68	33	△ 127
自動車		—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—
その他		△ 250	1,142	460
合計		△ 319	1,176	333

(9) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
国内契約		100.0%	100.0%	100.0%
海外契約		—%	—%	—%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

(10) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成25年(2013年)	1社	100.0%
平成26年(2014年)	1社	100.0%
平成27年(2015年)	1社	100.0%

(注) 1. 出再保険料は各契約年度の特約再保険で、各事業年度に計上した出再保険料を使用しています。
2. 保険業法施行規則第71条による保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当ありません。

(11) 出再保険料の格付ごとの割合

	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし、不明、BB 以下)	合計
平成25年 (2013年)	100.0%	—%	—%	100.0%
平成26年 (2014年)	100.0%	—%	—%	100.0%
平成27年 (2015年)	100.0%	—%	—%	100.0%

- (注) 1. 出再保険料は各契約年度の特約再保険で、各事業年度に計上した出再保険料を使用しています。
 2. 格付は、S&P社の各年4月1日現在を使用しています。
 S&P格付がない場合はAMBEST社の格付を使用しています。
 AMBEST社格付の場合、A-以上は「A以上」、B++およびB+は「BBB以上」、B以下は「その他」に区分しています。
 格付がない場合でも親会社からの担保がある場合は親会社の格付をもって当該再保険者格付とみなしています。
 3. 保険業法施行規則第71条による保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当ありません。

(12) 積立保険の契約者配当金

該当事項はありません。

3. 経理に関する指標等

(1) 保険契約準備金

① 支払備金

(単位：百万円)

種目	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	69	105	311
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	114	400	500
合計	183	506	812

期首時点支払備金 (見積り額) の当期末状況 (ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成23年 (2011年)	—	—	—	—
平成24年 (2012年)	31	12	16	2
平成25年 (2013年)	54	32	40	△ 18
平成26年 (2014年)	138	121	37	△ 21
平成27年 (2015年)	211	196	141	△ 125

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 傷害保険に係る金額を記載しております。
 3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動									
累計 保険金 + 支払 備金	44			72			188			357			600		
事故発生年度末	44			72			188			357			600		
1年後	41	0.948	△2	92	1.269	19	204	1.084	15	463	1.298	106			
2年後	54	1.292	12	103	1.119	10	224	1.099	20						
3年後	48	0.895	△5	104	1.014	1									
4年後	46	0.957	△2												
最終損害見積り額	46			104			224			463			600		
累計保険金	48			97			191			359			297		
支払備金	△1			6			32			103			302		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

●自動車

該当契約はありません。

●賠償責任

該当契約はありません。

②責任準備金

(単位：百万円)

年度 種目	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	175	381	585
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	2,140	1,776	1,515
合計	2,316	2,157	2,101

責任準備金の内訳 (平成25年度)

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	149	26	—	—	—	175
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	1,996	143	—	—	—	2,140
合計	2,145	170	—	—	—	2,316

責任準備金の内訳 (平成26年度)

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	335	45	—	—	—	381
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	1,459	317	—	—	—	1,776
合計	1,794	363	—	—	—	2,157

責任準備金の内訳 (平成27年度)

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	499	85	—	—	—	585
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	1,045	470	—	—	—	1,515
合計	1,544	556	—	—	—	2,101

責任準備金積立水準

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	—	—	—
積立率		100.0%	100.0%	100.0%

(2) 引当金明細表

平成25年度

(単位：百万円)

区分	平成24年度 期末残高	平成25年度 増加額	平成25年度減少額		平成25年度 期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—	—
賞与引当金	3	7	3	—	7	—
価格変動準備金	—	—	—	—	—	—

平成26年度

(単位：百万円)

区分	平成25年度 期末残高	平成26年度 増加額	平成26年度減少額		平成26年度 期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—	—
賞与引当金	7	11	7	—	11	—
価格変動準備金	—	—	—	—	—	—

平成27年度

(単位：百万円)

区分	平成26年度 期末残高	平成27年度 増加額	平成27年度減少額		平成27年度 期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—	—
賞与引当金	11	12	11	—	12	—
価格変動準備金	—	—	—	—	—	—

(3) 貸付金償却の額

該当事項はありません。

(4) 事業費（含む損害調査費）

(単位：百万円)

区分	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
人件費		532	698	796
物件費		1,650	2,866	2,221
税金		50	62	79
搬出金		—	—	—
負担金		—	—	—
諸手数料及び集金費		△ 368	△ 471	△ 390
合計		1,865	3,156	2,706

(注) 金額は、損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに「諸手数料及び集金費」の合計額であります。

(5) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額 	
経常利益の減少額	平成26年度	60百万円
	平成27年度	57百万円

(注) 異常危険準備金の残高率が50%を超えるまで取り崩しを行いません。

(6) 売買目的有価証券運用益および運用損 該当事項はありません。

(7) 有価証券売却益、売却損および評価損 該当事項はありません。

(8) 固定資産処分益および処分損

(単位：百万円)

区分	年度	平成25年度 (平成26年3月31日現在)		平成26年度 (平成27年3月31日現在)		平成27年度 (平成28年3月31日現在)	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
不動産		—	—	—	—	—	12
動産		—	—	—	—	—	8
無形固定資産		—	10	—	0	—	—
合計		—	10	—	0	—	20

(9) 減価償却費明細表

平成25年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成25年度償却額	償却累計額	平成25年度末残高	償却累計率 (%)
建物	41	3	5	35	13.03
営業用		3		35	
賃貸用		—		—	
動産	136	22	61	74	44.99
その他	1,332	224	397	935	29.81
合計	1,510	250	463	1,046	30.72

平成26年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成26年度償却額	償却累計額	平成26年度末残高	償却累計率 (%)
建物	134	14	19	115	14.51
営業用		14		115	
賃貸用		—		—	
動産	208	45	107	101	51.43
その他	2,230	327	724	1,506	40.94
合計	2,573	387	851	1,722	40.29

平成27年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成27年度償却額	償却累計額	平成27年度末残高	償却累計率 (%)
建物	117	22	31	85	26.82
営業用					
賃貸用					
動産	282	37	123	158	43.67
その他	2,792	429	1,153	1,638	41.74
合計	3,191	489	1,308	1,882	41.36

(10) リース取引

該当事項はありません。

4.資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	平成25年度 (平成26年3月31日現在)		平成26年度 (平成27年3月31日現在)		平成27年度 (平成28年3月31日現在)	
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
預貯金		6,542	63.2	5,804	51.8	6,651	55.1
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—	—	—
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		35	0.3	115	1.0	85	0.7
運用資産計		6,577	63.6	5,919	52.9	6,736	55.8
総資産		10,348	100.0	11,198	100.0	12,075	100.0

(2) 運用資産利回り (インカム利回り)

(単位：百万円)

区分	年度	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)		平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)		平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	
		金額	年利回り (%)	金額	年利回り (%)	金額	年利回り (%)
預貯金		—	—	—	—	0	0.00
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—	—	—
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		—	—	—	—	—	—
小計		—	—	—	—	0	0.00
その他		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	0	—

(注) 収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。

(3) 資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

区分	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)			平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)
預貯金	—	3,646	—	—	5,246	—	0	5,042	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	34	—	—	64	—	—	97	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	3,680	—	—	5,310	—	0	5,140	0.00

- (注) 1. 資産運用損益（実現ベース）は、損益計算書における「資産運用収益」および「積立保険料等運用益」の合計額から「資産運用費用」およびその他特別損失に計上した子会社株式評価損を控除した金額です。
 2. 平均運用額（取得原価ベース）は、原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。コールローン、買現先勘定および買入金銭債権については日々の残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。

(参考) 時価総合利回り

（単位：百万円）

区分	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)			平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)
預貯金	—	3,646	—	—	5,246	—	0	5,042	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	34	—	—	64	—	—	97	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	3,680	—	—	5,310	—	0	5,140	0.00

- (注) 資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券および金銭の信託（その他有価証券に準じて処理をする運用目的・満期保有目的以外のものに限る）に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増減額を加算した金額です。また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）並びに売買目的有価証券および金銭の信託に係る前期末評価損益を加算した金額です。

(4) 海外投融資

該当事項はありません。

5.資産・負債の明細

(1) 預貯金

(単位：百万円)

区分	年度	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)
郵便振替・郵便貯金		—	—	—
当座預金		—	—	—
普通預金		6,542	5,804	5,651
通知預金		—	—	—
定期預金		—	—	1,000
別段預金		—	—	—
合計		6,542	5,804	6,651

(2) 商品有価証券

該当事項はありません。

(3) 保有有価証券

該当事項はありません。

(4) 保有有価証券利回り

該当事項はありません。

(5) 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はありません。

(6) 業種別保有株式の額

該当事項はありません。

(7) 業種別貸付金残高

該当事項はありません。

(8) 担保別貸付金残高

該当事項はありません。

(9) 企業規模別貸付金残高

該当事項はありません。

(10) 用途別貸付金残高

該当事項はありません。

(11) 貸付金地域別内訳（企業向け融資）

該当事項はありません。

(12) 貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

(13) 国内企業向け貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

(14) 劣後特約付貸付金残高

該当事項はありません。

(15) 住宅関連融資

該当事項はありません。

(16) 公共関係投融資（新規引受ベース）

該当事項はありません。

(17) 各種ローン金利

該当事項はありません。

(18) 有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)
土地		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
建物		35	115	85
営業用		35	115	85
賃貸用		—	—	—
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
合計		35	115	85
営業用		35	115	85
賃貸用		—	—	—
リース資産		—	—	—
その他の有形固定資産		74	101	158
有形固定資産合計		110	216	244

(19) 支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

(20) 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

(21) 長期性資産

該当事項はありません。

6. 特別勘定に関する指標等

(1) 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

(2) 特別勘定資産

該当事項はありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

1.財務諸表

(1) 貸借対照表（資産の部）

(単位：百万円)

科目	年度	平成26年度 (平成27年3月31日現在)		平成27年度 (平成28年3月31日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)			%		%	
現金及び預貯金		5,804	51.83	6,651	55.08	846
預貯金		5,804		6,651		
有形固定資産		216	1.93	244	2.03	28
建物		115		85		
その他の有形固定資産		101		158		
無形固定資産		1,506	13.45	1,638	13.56	131
ソフトウェア		1,045		1,610		
その他の無形固定資産		461		27		
その他資産		3,672	32.79	3,541	29.33	△ 130
未収保険料		352		412		
共同保険貸		681		667		
再保険貸		1,046		1,087		
外国再保険貸		2		0		
未収金		25		95		
未収収益		—		0		
預託金		169		147		
仮払金		209		182		
保険業法第113条繰延資産		1,184		947		
資産の部合計		11,198	100.00	12,075	100.00	876

貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：百万円)

科目	平成26年度 (平成27年3月31日現在)		平成27年度 (平成28年3月31日現在)		比較増減
	金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)		%		%	
保険契約準備金	2,663	23.79	2,913	24.13	249
支払備金	506		812		
責任準備金	2,157		2,101		
その他負債	4,118	36.78	4,616	38.23	498
共同保険借	1,020		154		
再保険借	2,067		1,535		
未払法人税等	250		25		
預り金	2		2		
未払金	581		274		
仮受金	119		2,548		
資産除去債務	76		75		
退職給付引当金	7	0.07	11	0.09	3
賞与引当金	11	0.10	12	0.10	0
繰延税金負債	182	1.63	280	2.32	97
負債の部合計	6,984	62.37	7,833	64.87	849
(純資産の部)					
資本金	2,400	21.43	2,400	19.88	—
資本剰余金	2,100	18.75	2,100	17.39	—
資本準備金	2,100		2,100		
利益剰余金	△ 285	△ 2.55	△ 258	△ 2.14	26
その他利益剰余金	△ 285		△ 258		
繰越利益剰余金	△ 285		△ 258		
株主資本合計	4,214	37.63	4,241	35.13	26
純資産の部合計	4,214	37.63	4,241	35.13	26
負債及び純資産の部合計	11,198	100.00	12,075	100.00	876

(平成27年度 貸借対照表関係注記事項)

1. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。
 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
 当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法によっておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。
 これは、平成27年度において当社が属するMS&ADインシュアランスグループの有形固定資産の減価償却の方法に関する会計方針が変更されることを契機として当社における有形固定資産の使用実態を改めて検討した結果、その耐用年数にわたり安定的に利用される見込みであることから、耐用年数にわたって均等に費用配分を行う定額法を採用することが、有形固定資産の使用実態を適切に反映するものであり、当社におけるより適切な期間損益計算に資するものと判断されたことを理由とするものであります。
 この結果、従来方法によった場合に比べ、経常利益が13百万円、税引後純利益が9百万それぞれ増加しております。
2. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
3. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務は簡便法を採用しており、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基準に算出した額を退職給付引当金に計上しております。
4. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
5. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は、仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
6. 有形固定資産の減価償却累計額は154百万円であります。
7. 関係会社に対する金銭債権総額は1,441百万円、金銭債務総額は1,556百万円であります。
8. 繰延税金資産の総額は361百万円であり、その発生原因別の主な内訳は、責任準備金積立超過額267百万円、支払備金積立超過額80百万円であります。なお、回収可能額に鑑み、繰延税金資産の総額361百万円から評価性引当額として全額を控除しており、繰延税金資産については貸借対照表に計上しておりません。
 繰延税金負債の総額は280百万円であり、その発生原因別の主な内訳は、保険業法第113条繰延資産266百万円、資産除去債務13百万円であります。

(法人税の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.85%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.24%に、平成30年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.00%になります。

この税率変更により法人税等調整額が7百万円減少し、当期純利益が同額増加しております。

9. 金融商品に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、保険業法に基づく損害保険事業を行っております。保有する資産は保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることを鑑み、安全性と流動性の確保を目的とした短期的な預貯金を中心の金融商品を活用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主として預貯金であります。預貯金は預金保険制度において全額保護対象の決済性普通預金及び預入期間3ヶ月以内の定期預金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する預貯金のうち、決済性普通預金は預金保険制度において全額保護対象であるため、リスクは有しておりません。また定期預金については、取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規定を定めております。これに基づき、業務執行部門が随時リスク管理を行うとともに、リスク管理部門が別途モニタリングを実施し、四半期毎に取締役会に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づいております。なお、市場価格がない場合には合理的に算定された価額によることとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は保有しておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	6,651	6,651	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

10. (1) 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	2,333百万円
同上にかかる出再支払備金	1,521百万円
差引	812百万円

(2) 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	3,126百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,581百万円
差引（イ）	1,544百万円
その他の責任準備金（ロ）	556百万円
計（イ+ロ）	2,101百万円

11. 1株当たりの純資産額は47,125円21銭であります。

算定上の基礎である普通株式に係る当期末の純資産額は4,241百万円、当期末の普通株式の数は90,000株であります。

12. 保険業法第113条前段の規定により、資産の部に計上した金額は947百万円であります。なお、償却方法は、法令及び定款の規定によっております。

13. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	比較増減
経常収益		6,267	6,172	△ 95
保険引受収益		6,186	6,089	△ 97
正味収入保険料		6,027	6,032	5
責任準備金戻入額		158	56	△ 102
資産運用収益		—	0	0
利息及び配当金収入		—	0	0
その他経常収益		81	83	1
経常費用		5,247	6,001	753
保険引受費用		1,567	2,928	1,361
正味支払保険金		1,532	2,749	1,217
損害調査費		183	263	79
諸手数料及び集金費		△ 471	△ 390	80
支払備金繰入額		322	306	△ 16
営業費及び一般管理費		3,443	2,833	△ 609
その他経常費用		237	238	1
支払利息		0	0	0
保険業法第113条繰延資産償却費		236	236	—
その他の経常費用		—	1	1
経常利益		1,019	171	△ 848
特別損失		84	20	△ 63
固定資産処分損		0	20	20
その他特別損失(事務所移転関係損失)		84	—	△ 84
税引前当期純利益		934	150	△ 784
法人税及び住民税		241	26	△ 214
法人税等調整額		△ 257	97	354
法人税等合計		△ 16	123	140
当期純利益		951	26	△ 924

(平成27年度 損益計算書関係注記事項)

1. 関係会社との取引による収益総額は16,535百万円、費用総額は16,551百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	22,333百万円
支払再保険料	16,301百万円
差引	6,032百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	18,708百万円
回収再保険金	15,958百万円
差引	2,749百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	177百万円
出再保険手数料	568百万円
差引	△ 390百万円

(4) 支払備金繰入額の内訳は、次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	248百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 57百万円
差引	306百万円

(5) 責任準備金戻入額（△は責任準備金繰入額）の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金戻入額（出再責任準備金控除前）	1,477百万円
同上にかかる出再責任準備金戻入額	1,228百万円
差引（イ）	249百万円
その他の責任準備金戻入額（ロ）	△ 193百万円
計（イ+ロ）	56百万円

3. 利息及び配当金収入の内訳は、すべて預貯金利息であります。

4. 1株当たりの当期純利益は295円76銭であります。

算定上の基礎である普通株式に係る当期純利益は26百万円、普通株式の期中平均株式数は90,000株であります。

5. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

種類	会社名 (住所)	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
親会社	あいおいニッセイ 同和損害保険株式 会社 (東京都渋谷区)	100,005	損害保険業	66.6	出向 1人	当社への出資
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		再保険取引		16,535 16,350	再保険貸等 再保険借等	1,153 1,552
関係 その他 の 会社	KDDI株式会社 (東京都新宿区)	141,851	電気通信事業	33.4	出向 1人	当社への出資
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		営繕費等		200	未払金	4
兄弟 親 会社 の 会社	三井住友海上火災 保険株式会社 (東京都千代田区)	139,595	損害保険業	—	—	共同保険の引受
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		代理業務手数料		32	共同保険貸 共同保険借	267 61

6. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益（△は損失）		934	150
減価償却費		387	489
支払備金の増減額（△は減少）		322	306
責任準備金等の増減額（△は減少）	△	158	△ 56
退職給付引当金の増減額（△は減少）		4	3
賞与引当金の増減額（△は減少）		4	0
利息及び配当金収入		—	△ 0
支払利息		0	△ 0
有形固定資産関係損益（△は益）		43	20
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△	1,149	△ 105
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	△	88	494
その他（保険業法第113条繰延資産（△は増加））		236	236
小 計		537	1,540
利息及び配当金の受取額		—	0
利息の支払額		—	△ 0
法人税等の支払額		241	26
営業活動によるキャッシュ・フロー		296	1,514
投資活動によるキャッシュ・フロー			
（営業活動及び資産運用活動計）		（ 296 ）	（ 1,514 ）
有形固定資産の取得による支出	△	136	△ 105
無形固定資産の取得による支出	△	898	△ 561
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	1,035	△ 667
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△	738	846
現金及び現金同等物期首残高		6,542	5,804
現金及び現金同等物期末残高		5,804	6,651

(平成27年度 キャッシュ・フロー計算書関係注記事項)

1. 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の預貯金の金額であります。
2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 貸借対照表の推移（資産の部）

（単位：百万円）

科目	年度	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)
(資産の部)				
現金及び預貯金		6,542	5,804	6,651
預貯金		6,542	5,804	6,651
有形固定資産		110	216	244
建物		35	115	85
その他の有形固定資産		74	101	158
無形固定資産		935	1,506	1,638
ソフトウェア		935	1,045	1,610
その他の無形固定資産		—	461	27
その他資産		2,760	3,672	3,541
未収保険料		142	352	412
共同保険貸		45	681	667
再保険貸		623	1,046	1,087
外国再保険貸		392	2	0
未収金		—	25	95
未収収益		—	—	0
預託金		57	169	147
仮払金		76	209	182
保険業法第113条繰延資産		1,421	1,184	947
資産の部合計		10,348	11,198	12,075

貸借対照表の推移（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

科目	年度	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)
（負債の部）				
保険契約準備金		2,500	2,663	2,913
支払備金		183	506	812
責任準備金		2,316	2,157	2,101
その他負債		4,135	4,118	4,616
共同保険借		137	1,020	154
再保険借		2,296	2,067	1,535
外国再保険借		1,226	—	—
未払法人税等		142	250	25
預り金		1	2	2
未払金		297	581	274
仮受金		24	119	2,548
資産除去債務		10	76	75
退職給付引当金		2	7	11
賞与引当金		7	11	12
繰延税金負債		440	182	280
負債の部合計		7,085	6,984	7,833
（純資産の部）				
資本金		2,400	2,400	2,400
資本剰余金		2,100	2,100	2,100
資本準備金		2,100	2,100	2,100
利益剰余金		△ 1,236	△ 285	△ 258
その他利益剰余金		△ 1,236	△ 285	△ 258
繰越利益剰余金		△ 1,236	△ 285	△ 258
株主資本合計		3,263	4,214	4,241
純資産の部合計		3,263	4,214	4,241
負債及び純資産の部合計		10,348	11,198	12,075

(5) 損益計算書の推移

(単位：百万円)

科目	年度	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
	経常収益		4,554	6,267
保険引受収益		4,481	6,186	6,089
正味収入保険料		4,481	6,027	6,032
責任準備金戻入額		—	158	56
資産運用収益		—	—	0
利息及び配当金収入		—	—	0
その他経常収益		73	81	83
経常費用		4,718	5,247	6,001
保険引受費用		2,697	1,567	2,928
正味支払保険金		715	1,532	2,749
損害調査費		130	183	263
諸手数料及び集金費		△ 368	△ 471	△ 390
支払備金繰入額		126	322	306
責任準備金繰入額		2,092	—	—
営業費及び一般管理費		2,103	3,443	2,833
その他経常費用		236	237	238
支払利息		0	0	0
保険業法第113条繰延資産償却費		236	236	236
その他の経常費用		0	—	1
保険業法第113条繰延額		△ 319	—	—
経常利益又は経常損失(△)		△ 163	1,019	171
特別損失		10	84	20
固定資産処分損		10	0	20
その他特別損失(事務所移転関係損失)		—	84	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△ 173	934	150
法人税及び住民税		112	241	26
法人税等調整額		16	△ 257	97
法人税等合計		128	△ 16	123
当期純利益又は当期純損失(△)		△ 302	951	26

(6) 1株当たり配当等

(単位：百万円)

項目	年度	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
	1株当たり配当額		—	—
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		△ 3,361.85円	10,571.27円	295.76円
配当性向		—%	—%	—%
1株当たり純資産額		36,258.16円	46,829.44円	47,125.21円
従業員1人当たり総資産		117	99	99

(注) 1. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 配当性向については、平成25年度は当期純損失を計上しているため、平成26年度および平成27年度は配当金を支払っていないため記載しておりません。

(7) 株主資本等変動計算書

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	2,400	2,100	—	2,100	—	△1,236	△1,236	—	3,263	3,263
当期変動額										
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	951	951	—	951	951
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	951	951	—	951	951
当期末残高	2,400	2,100	—	2,100	—	△ 285	△ 285	—	4,214	4,214

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	2,400	2,100	—	2,100	—	△ 285	△ 285	—	4,214	4,214
当期変動額										
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	26	26	—	26	26
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	26	26	—	26	26
当期末残高	2,400	2,100	—	2,100	—	△ 258	△ 258	—	4,241	4,241

(平成27年度 株主資本等変動計算書関係注記事項)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	90,000	—	—	90,000

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. リスク管理債権

該当事項はありません。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

4.保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

区 分	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	3,393	3,849
資本金又は基金等	3,030	3,293
価格変動準備金	—	—
危険準備金	—	—
異常危険準備金	363	556
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	—	—
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	1,560	1,364
一般保険リスク(R1)	1,506	1,316
第三分野保険の保険リスク(R2)	—	—
予定利率リスク(R3)	—	—
資産運用リスク(R4)	127	117
経営管理リスク(R5)	49	43
巨大災害リスク(R6)	—	—
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	434.8%	564.3%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率であります。
 なお、平成26年度の比率は、平成28年内閣府令第16号及び平成28年金融庁告示第10号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A)単体ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)」は、その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の金額を記載しております。

＜単体ソルベンシー・マージン比率について＞

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」（表の(B)）に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末（平成24年3月31日）から算出にかかる法令等が改正されています。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- | | |
|--|--|
| ① 保険引受上の危険
（一般保険リスク）、
（第三分野保険の保険リスク） | ： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
（巨大災害に係る危険を除く。） |
| ② 予定利率上の危険
（予定利率リスク） | ： 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険 |
| ③ 資産運用上の危険
（資産運用リスク） | ： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等 |
| ④ 経営管理上の危険
（経営管理リスク） | ： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの |
| ⑤ 巨大災害に係る危険
（巨大災害リスク） | ： 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険 |

・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

5.時価情報等

- (1) 有価証券
該当事項はありません。
- (2) 金銭の信託
該当事項はありません。
- (3) デリバティブ取引情報
該当事項はありません。

6.監査法人による監査の状況

当社は、会社法第436条第2項1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

会社概況

沿革	86
主要な業務、株式の状況	87
役員の状況	89
従業員の状況	90
設備の状況	91

au損保の沿革

2010年2月	あいおい損害保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)とKDDI株式会社の共同出資によりモバイル損保設立準備株式会社として設立。資本金3億円
2010年9月	増資(資本金24億円、資本準備金21億円)
2011年2月	損害保険業の免許を取得
2011年3月	社名を「au損害保険株式会社」に変更
2011年5月	営業開始(「開業記念自転車プラン」、「Myスマート保険(スタンダード傷害保険)」、「Myスマート保険once(国内旅行傷害保険)」発売)
2011年7月	「自転車ワイドプラン」発売
2011年11月	「Myスマート保険world(海外旅行保険)」発売
2012年7月	カスタマーセンターを横浜市内へ移転
2012年11月	港区から渋谷区へ本店移転
2012年11月	「Myスマート保険world(海外旅行保険)」リニューアル
2013年2月	カスタマーセンターを本店内へ移転
2013年3月	「おでかけゴルフ保険」発売
2013年5月	スマートフォン向け無料アプリ「海外サポート」提供開始
2013年10月	新保険商品ブランド「あうて」スタート、あうて「じてんしゃBycle」をはじめ、新ブランドのもとで各商品をリニューアル
2013年10月	自転車利用者向け無料アプリ「自転車の日」提供開始
2013年11月	あうて「おでかけ海外旅行」に家族タイプを追加
2014年4月	あうて「ペットの保険」(ペット医療費用保険)発売
2014年10月	保険募集の再委託制度を活用したペット医療費用保険の販売開始
2014年12月	スマートフォンアプリ「ペットの家」提供開始
2015年7月	本社移転(東京都渋谷区恵比寿)
2015年8月	日本最高峰のトライアスロンレース「IRONMAN JAPAN北海道」タイトルスポンサーとして協賛
2015年10月	自転車向け保険「ケガの保険Bycle」リニューアル
2015年12月	海外旅行向け無料アプリ「海外サポート」リニューアル
2015年12月	自転車向け保険「Bycle Best(バイクル ベスト)」新発売
2016年3月	大阪府自転車条例に基づき大阪府・あさひ・au損保3者協定を締結

1. 主要な業務

● 損害保険事業

・保険の引受

当社は傷害保険、盗難保険及び費用・利益保険の引受けを行っています。

2. 株式基本事項

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	
期末配当金	3月31日
株主名簿管理人	なし
公告の方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
上場証券取引所	なし

3.株主総会議案

(1)平成28年4月1日開催臨時株主総会の決議事項は次のとおりです。

<決議事項>

第1号議案 取締役2名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

(2)平成28年6月17日開催第7回定時株主総会の報告事項及び決議事項は次のとおりです。

<報告事項>

平成27年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)事業報告及び計算書類報告の件

<決議事項>

第1号議案 取締役1名選任の件

第2号議案 社長職務代行者の順位決定の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

4.大株主の状況

(平成27年3月31日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	59,940	66.6
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	30,060	33.4
計	—	90,000	100.0

5.発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		適用
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成22年2月23日	6千株	6千株	3億円	3億円	—	—	モバイル損保設立準備株式会社設立
平成22年9月30日	84千株	90千株	21億円	24億円	21億円	21億円	

1.取締役

(平成28年7月1日現在)

役職名	氏名	担当業務及び兼務の状況
代表取締役社長	かめだ しゅうぞう 亀田 修造	内部監査部
専務取締役	くぼ た たかし 久保田 卓	経営企画部、コンプライアンス部、人事総務部
常務取締役	いませ ひろや 今瀬 博哉	経理財務部、商品開発部、KDDI営業部、営業開発部補佐
取締役 (非業務執行取締役)	くろだ まさひろ 黒田 昌浩	(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常務執行役員)
取締役 (非業務執行取締役)	たむら さとる 田村 悟	(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 理事 経営企画部長)
取締役(社外)	かつき ともひこ 勝木 朋彦	(KDDI株式会社 バリュース事業本部 金融・コマース推進本部長)

2.監査役

(平成28年7月1日現在)

役職名	氏名	担当業務及び兼務の状況
常勤監査役(社外)	うめもと のりゆき 梅本 祝幸	
監査役(社外)	そやま まこと 曾山 誠	(KDDI株式会社 経営管理本部 グループ事業管理部 マネージャー)
監査役(社外)	こばやし まさゆき 小林 昌之	(あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社 監査役 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 社外監査役)

3.執行役員

(平成28年7月1日現在)

役職名	氏名	担当業務及び兼務の状況
執行役員	しいな たかひこ 椎名 貴彦	IT統括部、営業開発部補佐、カスタマーセンター部、損害サービス業務部
執行役員	あらお たかし 荒尾 尚	営業開発部、業務推進部

1. 従業員の状況・平均給与

(平成28年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
121	43.6	2.5	5,175

注1. 従業員は就業人員です。

注2. 平均年間給与(契約社員を除く)は、賞与及び時間外手当を含んでいます。グループ会社から当社に出向している社員は除いています。

2. 採用方針

事業の拡大と共に、担当する業務内容や範囲も大きく変化するため、ベンチャー・モバイル企業としてふさわしい Aggressive(積極的)で Unique(独創的)な人材を求めています。

3. 研修制度

当社では、将来を担う人材の育成のために、研修やOJTなどにより、早期にモバイル損害保険会社の社員に相応しい業務力・対応力の習得を図ります。

[保険・通信業界研修、コンプライアンス研修等]

4. 福利厚生

社会保険等の福利厚生制度の他、社員慶弔見舞金、災害補償制度、育児・介護休業制度等を整備しています。

主要な設備の状況

(平成28年3月31日現在)

店名(所在地)	事業の種類別	従業員数(人)	貸借料(百万円)
本店(東京都渋谷区)	損害保険事業	121	159

損害保険用語の解説(五十音順)

告知義務

保険を契約する際に、危険に関する重要な事項として、保険会社が告知を求めたものについて事実を正確にお申し出いただく義務のことをいいます。

この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が無効となったり、解除されることがあります。

ご契約者(保険契約者)

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。保険契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

再保険

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁する事をいいます。

これは、保険経営に不可欠な大数の法則を働かせるために同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

再保険料・受再保険料

保険会社が、締結する再保険契約に基づき、他の保険会社に支払う保険料のことを再保険料といいます。逆に、他の保険会社から受け取る保険料のことを受再保険料といいます。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称しています。

支払備金

決算日までに発生した保険事故の保険金のうち、未払いのものについて、保険金支払いに充てるために積み立てる準備金のことをいいます。

正味収入保険料

元受保険料および受再保険料収入から再保険料・返れい金を控除し、さらに、積立保険(貯蓄型保険)に係る積立保険料を控除したものをいいます。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。これには、決算期後に残された保険期間に備えて積み立てる「普通責任準備金」と異常災害損失に備えて積み立てる「異常危険準備金」等があります。

(損害)てん補

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険募集人一般試験

損害保険の募集に初めて従事する方(これから代理店登録または募集人届出をする方)、および既に代理店登録または募集人届出をしている方を対象に、一般社団法人日本損害保険協会が主催・実施する試験です。

損害保険の基礎や募集コンプライアンスなどに関する基礎単位と、「自動車保険」「火災保険」「傷害・疾病保険」に関する各単位の計4単位により構成され、単位ごとに5年の更新制となっています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算定団体であり、2002年7月に、損害保険料率算定会(1948年設立)と自動車保険料率算定会(1964年設立)が統合し設立されました。火災保険、傷害保険、自動車保険等の参考純率、自動車損害賠償責任保険および地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や、保険料率の算出に用いられています。通常は、実際に支払った保険金に損害調査費を加えたものを、実際に領収した保険料で除した割合をいいます。

損保大学課程

損保一般試験に合格した損害保険募集人の方が、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを図るために創設された制度です。損害保険の募集に関連の深い専門知識を修得するための「専門コース」と、専門コースの認定を取得した方が実践的な知識・業務スキルをさらに修得するための「コンサルティングコース」があります。それぞれ所定のプログラムを受講・修了した後、試験に合格し、所定の認定要件を充たす場合に専門コースの方は「損害保険プランナー」として、コンサルティングコースの方は「損害保険トータルプランナー」として認定され、5年の更新制となっています。

大数の法則

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればその事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

損害保険用語の解説(五十音順)

通知義務

ご契約後や保険期間の中途に、ご契約の条件を変更しなければならないような事実が保険の対象などに生じるとき、ご契約者または被保険者が保険会社に連絡しなければならない義務のことをいいます。

被保険者

保険の補償を受ける人、または補償の対象となる人のことです。ご契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

保険期間

保険のご契約期間、すなわち保険契約において保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、通常は、保険期間中であっても保険料が払い込まれていない場合には保険会社の責任は開始しないと定められています。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭のことをいいます。

保険金額

ご契約金額のことであり、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、ご契約者と保険会社との保険契約によって定めます。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金をいいます。支払備金、責任準備金等があります。

保険契約の解約・解除

ご契約者または保険会社の一方の意思表示によって、契約の効力をなくすことをいいます。なお、多くの保険約款においては、解約・解除は契約の当初まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生ずるものとされています。

保険契約の失効

一定の条件に該当することにより自動的に保険契約が効力を失い終了することをいいます。具体的な例としては、保険契約を結んだ後、保険金のお支払対象とならない事由で被保険者の方全員が亡くなった場合などには、保険契約は効力を失います。

保険始期日

保険期間の初日、すなわち保険契約の補償の開始日をいいます。通常は保険始期日以降に発生した事故であっても保険料が払い込まれていない場合には保険金は支払われません。

保険事故

保険契約において保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。交通事故などがその例です。

保険引受利益

保険会社の固有業務である保険引受業務に係る損益指標をいいます。

保険約款

保険契約の内容を定めたものをいいます。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・除外する特約とがあります。

保険料

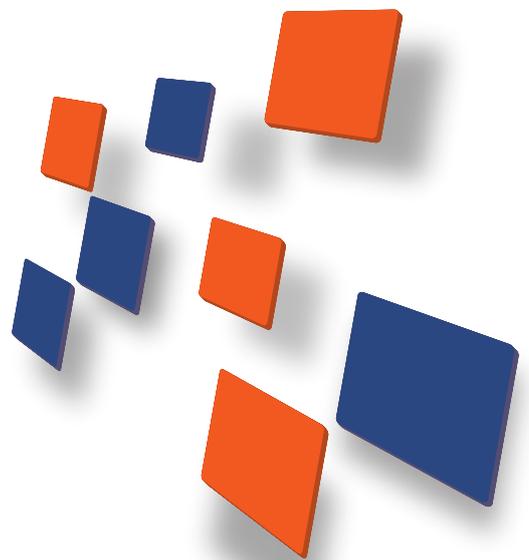
ご契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

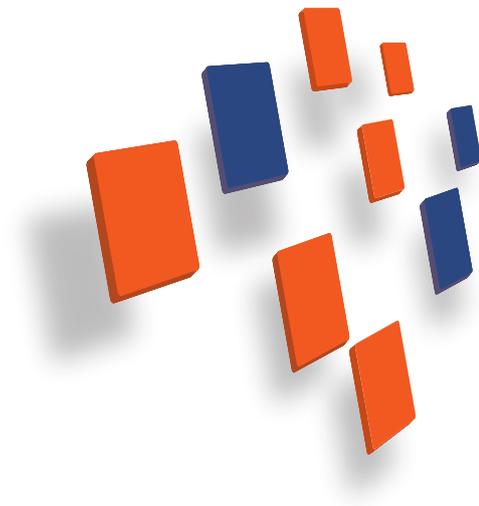
免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文中に「保険金をお支払いできない場合」や「補償しない損害」などの見出しがつけられています。

元受保険料

保険会社にご契約者から直接引き受けた保険契約を元受契約といい、その契約によって領収する保険料のことを元受保険料といいます。





au 損害保険株式会社
<http://www.au-sonpo.co.jp> TEL : 03-6758-7373 (大代表)

